鶴田町
介護保険事業計画
・老人保健福祉計画
（第９期）

令和６年３月

青森県　鶴田町

鶴田町
介護保険事業計画

目　　次

【第１章　計画の概要】
１　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２　計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
３　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
４　計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
５　計画策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
６　日常生活圏域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

【第２章　高齢者の概況】
１　人口構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
２　高齢者のいる世帯の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
３　介護保険被保険者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
４　要介護認定者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
５　施設系・居住系の設置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

【第３章　基本理念・基本目標】
１　基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０
２　基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

【第４章　具体的な施策の展開】
目標Ⅰ　健康づくり・介護予防の推進
１　総合事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３
２　一般介護予防事業の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
３　保健事業と介護予防の一体的な実施・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６
目標Ⅱ　保険者機能・ケアマネジメント機能の強化
１　包括的支援の機能強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
２　インセンティブ交付金を活用した施策の推進・・・・・・・・・・・・　１８
３　自立支援、重度化防止に向けた取組の推進・・・・・・・・・・・・・　１９
目標Ⅲ　地域包括ケアシステムの推進
１　地域の実情に応じた介護サービス提供基盤の充実・・・・・・・・・　２０
２　高齢者向け住宅の質を確保するための連携・・・・・・・・・・・・・　２２
３　在宅医療・介護連係の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４
４　認知症対策の総合的な推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７
目標Ⅳ　持続可能な制度づくり・給付適正化の推進
１　介護人材の確保の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３１
２　介護給付の適正化の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２
目標Ⅴ　地域共生社会の実現
１　支え合う地域社会づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４
２　青森県型地域共生社会の実現に向けての連携・・・・・・・・・・・・　３５
目標Ⅵ　災害や感染症対策への備えの強化
１　災害発生への備えの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６
２　新型コロナウイルス等感染症への備えの強化・・・・・・・・・・・・　３７

【第５章　サービス量等の推計】
１　各サービス量の推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８
２　介護保険給付
⑴　居宅介護（介護予防）サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８
⑵　地域密着型サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５１
⑶　施設サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５３
３　介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）
⑴　介護予防・生活支援サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５５
⑵　一般介護予防事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５８
４　包括的支援事業・任意事業
⑴　包括的支援事業（社会保障充実分含む）・・・・・・・・・・・・　６４
⑵　任意事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６９

【第６章　給付費等の将来推計】
１　推計の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７２
２　高齢者人口（第１号被保険者数）の推計
⑴　高齢者人口と高齢化率の推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７３
⑵　第１号被保険者の所得段階別人数の推計・・・・・・・・・・・・　７４
３　要介護（要支援）認定者の推計・・・・・・・・・・・・・・・・・　７５
４　介護保険サービス等事業量の推計
⑴　介護保険サービス量の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７６
⑵　地域支援事業量の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７８
⑶　介護保険サービス量の推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７９
⑷　地域支援事業量の推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８１
５　介護保険給付費等の推計
⑴　介護保険サービス給付費の給付実績・・・・・・・・・・・・・・　８２
⑵　介護保険サービス給付費の推計・・・・・・・・・・・・・・・・・　８３
⑶　地域支援事業費の推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８５
⑷　介護保険給付にかかる総費用の推計・・・・・・・・・・・・・・　８６
６　第９期介護保険料基準月額の算定・・・・・・・・・・・・・・・・　８７

【第７章　計画の推進】
１　計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８９
２　計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８９
３　ＰＤＣＡサイクルの必要性等
⑴　ＰＤＣＡの必要性と法上の規定・・・・・・・・・・・・・・・・・　８９
⑵　ＰＤＣＡサイクル活用による保険者機能の強化・・・・・・・　９０

【資料編】

鶴田町介護保険事業計画作成委員会設置要綱

介護保険事業計画作成委員会名簿

介護保険事業計画作成検討会名簿

介護保険事業計画作成委員会及び検討会開催状況

第１章

計画の概要

第１章　計画の概要

１　計画策定の主旨

わが国では、少子化と相まって高齢化も急速に進行しており、団塊の世代が７５歳を迎える２０２５年（令和７年）問題、団塊ジュニア世代が６５歳を迎える２０４０年（令和２２年）問題は、当町における将来において特に喫緊の課題となるところであり、人口構造の変化の見通しを勘案した施策の展開が必要となります。

介護保険事業計画の策定は、こうした高齢化の進行に対し、安定した事業運営を図り、今後迎えることになる高齢化のピークにあっても、様々な課題の改善に取り組みながら、介護保険事業を継続的かつ着実に進めていくことの重要性を念頭に置くものであります。

※団塊の世代…昭和２２年～２４年生まれの方、団塊ジュニア世代…昭和４６～４９年生まれの方

○　令和２年度
第８期介護保険事業計画・老人保健福祉計画策定

国では、医療介護総合確保推進法を施行し、団塊の世代が７５歳に達する令和７年を見据え、地域包括ケアシステムの構築を目指した様々な取り組みを進めています。

「第８期鶴田町介護保険事業計画・老人保健福祉計画」では、すべての高齢者が個人の尊厳を保持しながら、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるよう、安定した事業運営のため、国による高齢福祉施策の改革の方向、社会情勢、高齢者ニーズの変化などをふまえ、当町の高齢福祉施策の基本的方向性と具体的な取り組みについて定めています。

○　令和５年度
第９期介護保険事業計画・老人保健福祉計画策定（本計画）

このたび策定する計画は、３年毎の「市町村介護保険事業計画等」の見直しによる「第９期鶴田町介護保険事業計画・老人保健福祉計画」（以下、本計画という。）にあたります。

国では、団塊ジュニア世代が６５歳以上となる２０４０年（令和２２年）を見据えた長期的な視点に沿った取り組みとともに、地域共生社会の実現、近年の災害や感染症対策への体制整備促進などを進めます。

本計画では、すべての高齢者が個人の尊厳を保持しながら、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるよう、安定した事業運営のため、国による高齢福祉施策の改革の方向、社会情勢、高齢者ニーズの変化などをふまえ、当町の高齢福祉施策の基本的方向性と具体的な取り組みについて定めています。

２　計画の位置づけ

本計画は、介護保険法第１１７条第１項に基づいて策定する「市町村介護保険事業計画」および老人福祉法第２０条の８に基づき策定する「市町村老人福祉計画」を一体的に策定しています。

また、町施策の最上位に位置する「第６次鶴田町総合計画」、「鶴田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「鶴田町地域福祉計画」、および「健康つるた２１第３次鶴田町健康増進計画」や「鶴田町第３期データヘルス計画」など関連する諸計画との調和も図りながら策定します。

【市町村介護保険事業計画】～介護保険法第１１７条

市町村は、基本指針に即して、３年を１期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。（第１項）

市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第２０条の８第１項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。（第６項）

【市町村老人福祉計画】～老人福祉法第２０条の８

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。（第１項）

市町村老人福祉計画は、介護保険法第１１７条第１項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。（第７項）

３　計画の期間

本計画の計画期間は、介護保険法第１１７条第１項に基づく「市町村介護保険事業計画」および老人福祉法第２０条の８に基づく「市町村老人福祉計画」の計画期間（３年）について、令和６年度（２０２４年度）から令和８年度（２０２６年度）までの３ヵ年計画とします。

令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
第８期介護保険事業計画・老人保健福祉計画					
			第９期介護保険事業計画・老人保健福祉計画（本計画）		

４　計画の性格

○　介護保険事業計画

介護保険制度の円滑な運営を図り、年次ごとに介護保険サービス、介護予防支援を含む地域支援事業のサービスを提供するための基盤整備に関する基本的な考え方、数値目標及び確保すべきサービス量・確保の方策、適正な介護保険料の設定を定める計画です。

○　老人保健福祉（高齢者福祉）　計画

すべての高齢を迎える人に対する福祉事業の全般にわたる計画として、高齢者が自立して普通に暮らせるまちづくり、地域に住む人が老若男女を問わず、お互いに支えあうまちづくりを目指した計画です。

５　計画策定体制

本計画は、介護サービスの水準や保険料算定の基礎となることから、サービスの受け手となる保険料納付者でもある町民の意見等も取り入れるとともに、保健、福祉、医療に携わる実務者による「鶴田町介護保険事業計画作成検討会」を数回開催して検討を重ね、最終的には高齢者関係団体はじめ各種団体の代表等で構成される「鶴田町介護保険事業計画作成委員会」に諮問し、答申を受けて策定することとしています。

なお、本計画を効率的・計画的に推進していくために、「鶴田町介護保険事業計画作成検討会」等で本計画の進捗状況等を定期的に分析・評価していくとともに、次期計画策定に向けた検討を行います。

【介護保険法第１１７条第１１項】

市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

【鶴田町介護保険事業計画作成委員会設置要綱第１条】

この要綱は、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１７条第１項の規定に基づく鶴田町介護保険事業計画（以下「計画」という。）等を審議する鶴田町介護保険事業作成委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定め、もって介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るとともに、高齢者等の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

６　日常生活圏域

地域包括ケアシステム推進のため、当町では、中学校が町内に１校であること、規模や現状、介護サービスの展開実績等を踏まえ、町内全域を一体的に捉えることとし、日常生活圏域を１圏域に設定しています。

日常生活圏域とは、住民が日常生活を営んでいる地域の地理的、社会的条件等を勘案するための単位であり、その考え方は、可能かつ適切な交通手段等により、概ね３０分以内に必要なサービスの提供可能な範囲とされており、具体的には中学校区が該当するものとされています。

第２章

高齢者の概況

第２章　高齢者の概況

１　人口構造

令和５年８月現在の総人口は11,８２２人で、徐々に減少しています。

年齢階層別の状況では、６５歳以上の高齢者人口は４，５２８人と減少していますが、７５歳以上の後期高齢者人口は２，５０７人と増加しています。

町の総人口が減少傾向にあるなかで、高齢化率は３８．３％と上昇を続けており、３人に１人以上が高齢者となっています。

高齢化率は全国や県に比較して高い水準で推移しています。

（人・％）

区分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度	令和５年度
総人口	15,795	15,218	14,270	13,392	12,604	12,408	12,144	11,880	11,822
40歳未満	6,679	6,002	5,134	4,436	3,760	3,649	3,496	3,335	3,302
40～64歳	5,372	5,132	4,879	4,564	4,242	4,163	4,079	4,008	3,992
65～69歳	1,188	1,034	945	1,082	1,116	1,066	1,029	958	928
70～74歳	984	1,109	981	891	1,007	1,097	1,077	1,077	1,093
75～79歳	708	872	997	888	843	780	792	839	841
80～84歳	462	557	714	794	769	748	750	676	681
85歳以上	402	512	620	737	867	905	921	987	985
前期高齢者人口	2,172	2,143	1,926	1,973	2,123	2,163	2,106	2,035	2,021
(65～74歳)比率	13.8	14.1	13.5	14.7	16.8	17.4	17.3	17.1	17.1
後期高齢者人口	1,572	1,941	2,331	2,419	2,479	2,433	2,463	2,502	2,507
(75歳以上)比率	10.0	12.8	16.3	18.1	19.7	19.6	20.3	21.1	21.2
高齢者人口	3,744	4,084	4,257	4,392	4,602	4,596	4,569	4,537	4,528
高齢化率　町	23.7	26.8	29.8	32.8	36.5	37.0	37.6	38.2	38.3
青森県	19.6	22.7	25.8	29.9	32.6	33.4	34.0	34.6	35.3
全国	17.4	20.2	23.0	26.3	27.7	28.0	28.4	28.8	29.2

※平成12・17・22・27年度は国勢調査による人口

※令和元年～令和４年度は各年度末における住民基本台帳による人口

※令和５年度は見込数

２　高齢者のいる世帯の状況

当町の一般世帯数は、平成１７年度が４，３８５世帯、平成２２年度が４，３８６世帯、平成２７年度が４，３６８世帯（以上が国勢調査による）、令和２年度が４，２３３世帯、令和５年度見込みで４，１９３世帯と減少しています。

そのうち、高齢者夫婦のみの世帯は平成１７年度の３１８世帯から令和５年度見込みでは４８４世帯と１６６世帯の増加、さらに、６５歳以上の高齢者単独世帯でみると平成１７年度の３５５世帯から令和５年度見込みで７５４世帯と３９９世帯の増加となっています。

高齢者のみの世帯が増加傾向になってきていることが顕著に見て取れます。

（世帯・％）

区分		平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和２年度	令和５年度
総世帯		4,385	4,386	4,368	4,233	4,193
高齢者のいる世帯		2,667	2,777	2,811	2,848	2,928
比率	町	60.8	63.3	64.4	67.3	69.8
	青森県	42.9	45.8	49.7	51.5	
	全国	35.1	37.3	40.7	40.7	
高齢者単独世帯		355	468	564	674	754
比率	町	8.1	10.7	12.9	15.9	18.0
	青森県	8.2	9.9	12.1	14.1	
	全国	7.9	9.2	11.1	12.1	
高齢者夫婦世帯		318	381	385	444	484
比率	町	7.3	8.7	8.8	10.5	11.5
	青森県	6.9	7.9	9.3	10.5	
	全国	7.3	8.4	9.8	10.5	

※平成17・22・27、令和２年度は国勢調査による人口

※令和５年度は、平成17年度～令和２年度までの増減数を踏まえての予測数

３　介護保険被保険者の状況

介護保険被保険者数の推移をみると、第１号被保険者（６５歳以上）と、第２号被保険者（４０歳から６４歳まで）はともに減少傾向にあります。ただし７５歳以上は増加しています。

また、第１号被保険者はその所得・収入状況等により、第１段階から第９段階までの９つに区分され、保険料が賦課されています。

介護保険料の基準額は、本人非課税（収入８０万円以上）かつ世帯課税の第５段階です。

◎　被保険者総数

（人）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度	令和５年度
第1号被保険者数	4,590	4,589	4,559	4,529	4,507
65歳以上75歳未満	2,123	2,164	2,108	2,036	2,006
75歳以上	2,467	2,425	2,451	2,493	2,501
第2号被保険者数	4,242	4,163	4,079	4,008	3,978
第１号＋第２号被保険者計	8,832	8,752	8,638	8,537	8,485

※各年度末現在における被保険者数

※令和５年度は９月末現在

※町外の施設(住所地特例施設)への入所者等があるため高齢者人口とは不一致

◎　所得段階別第１号被保険者数

(人・%)

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和４年度		令和５年度	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
第1段階	1,465	31.9	1,466	31.9	1,413	31.0	1,450	32.0	1,427	31.7
第2段階	401	8.7	390	8.5	417	9.1	424	9.4	456	10.1
第3段階	227	4.9	230	5.0	238	5.2	249	5.5	262	5.8
第4段階	904	19.7	865	18.8	798	17.5	747	16.5	695	15.4
第5段階	480	10.5	483	10.5	481	10.6	488	10.8	480	10.7
第6段階	530	11.5	548	11.9	555	12.2	548	12.1	538	12.0
第7段階	317	6.9	350	7.6	379	8.3	364	8.0	370	8.2
第8段階	140	3.1	130	2.8	140	3.1	140	3.1	146	3.2
第9段階	126	2.7	127	2.8	138	3.0	119	2.6	126	2.8
計	4,590	100.0	4,589	100.0	4,559	100.0	4,529	100.0	4,500	100.0

※各年度末現在における第１号被保険者数の所得段階

※令和５年度は９月末現在

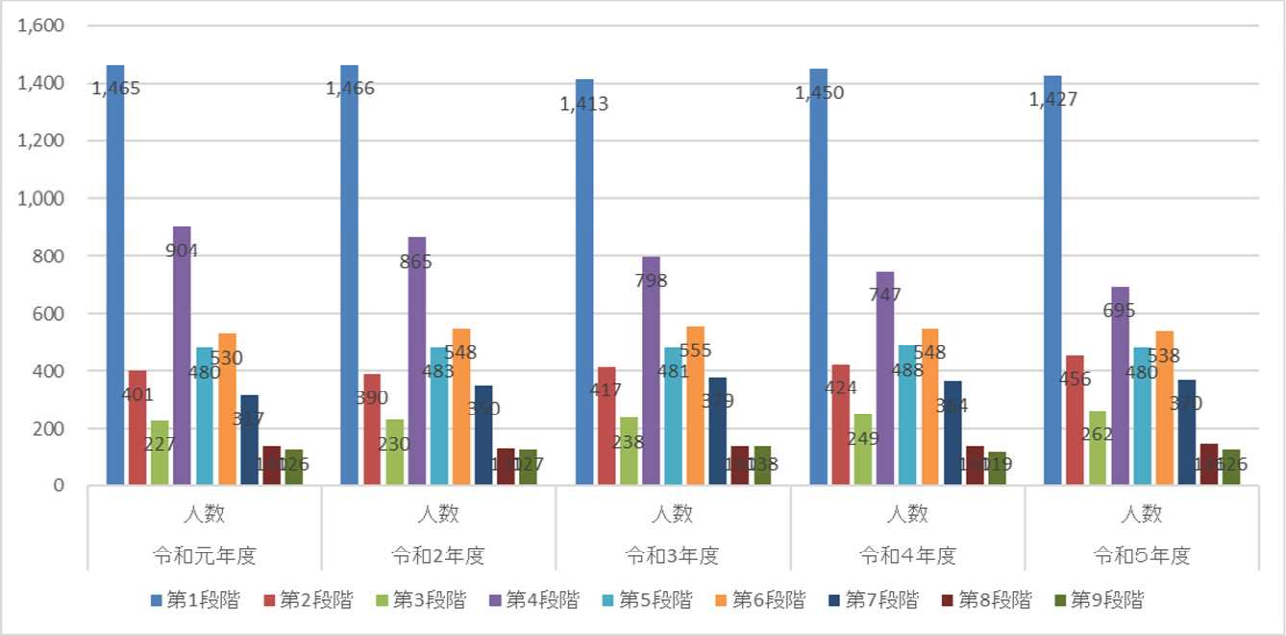

◎　保険料算定基準額

【第８期計画の保険料算定基準表】

段階	世帯	本人		基準額×割合	保険料月額	保険料年額
第１段階	住民税非課税	住民税非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者 課税年金等収入≦80万の方	×0.30 (×0.50)	1,950円 (3,250円)	23,400円 (39,000円)
第２段階			80万＜課税年金等収入≦120万の方	×0.50 (×0.75)	3,250円 (4,875円)	39,000円 (58,500円)
第３段階			120万＜課税年金等収入の方	×0.70 (×0.75)	4,550円 (4,875円)	54,600円 (58,500円)
第４段階	住民税課税	住民税非課税	課税年金等収入≦80万の方	×0.90	5,850円	70,200円
第５段階（基準額）			80万＜課税年金等収入の方	×1.00	6,500円	78,000円
第６段階		住民税課税	合計所得金額＜120万円の方	×1.20	7,800円	93,600円
第７段階			120万≦合計所得金額＜210万の方	×1.30	8,450円	101,400円
第８段階			210万≦合計所得金額＜320万の方	×1.50	9,750円	117,000円
第９段階			320万円≦合計所得金額の方	×1.70	11,050円	132,600円

４　要介護認定者の状況

要介護、要支援認定者における、令和元年度から令和５年度までの５年間の平均認定者数は約８５０人となっています。

また、平成２９年度から開始されている総合事業対象者は、令和元年度から令和５年度までの５年間の平均事業対象者数が約４６人となっています。

各年度による増減が見受けられるものの、令和元年度末時点と令和５年度見込み時点で比較すると、要介護認定者は増加、総合事業対象者は減少傾向です。

（人・%）

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和４年度		令和５年度	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
要支援1	60	7.7	68	8.2	74	8.7	64	7.5	70	8.0
要支援2	96	12.3	91	11.0	98	11.6	103	12.0	89	10.2
要支援計	156	20.0	159	19.1	172	20.3	167	19.5	159	18.3
要介護1	203	26.0	229	27.6	222	26.2	209	24.4	213	24.5
要介護2	129	16.5	135	16.2	134	15.8	150	17.5	158	18.2
要介護3	89	11.4	101	12.2	107	12.6	106	12.4	107	12.3
要介護4	125	16.0	115	13.8	120	14.2	116	13.6	134	15.4
要介護5	78	10.0	92	11.1	91	10.8	108	12.6	99	11.4
要介護計	624	80.0	672	80.9	674	79.7	689	80.5	711	81.7
第1号被保険者計（要支援＋要介護）	780	100.0	831	100.0	846	100.0	856	100.0	870	100.0
第2号被保険者計	12		15		14		14		11	
総合事業対象者計	49		59		52		42		27	
被保険者・事業対象者合計	841		905		912		912		908	
認定率		18.3		19.7		20.0		20.1		20.1

※各年度末現在における要介護（支援）認定者数

※令和５年度は見込数

そのうち、認知症高齢者について、令和元年度から令和４年度において認定調査表での日常生活自立度別に把握しており、下表のとおりです。

（人）

区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
日常生活自立度Ⅰ	221	208	209	181
日常生活自立度Ⅱa	68	56	51	51
日常生活自立度Ⅱb	204	219	235	245
日常生活自立度Ⅲa	238	259	266	278
日常生活自立度Ⅲb	48	49	35	30
日常生活自立度Ⅳ	81	82	72	88
日常生活自立度M	1	1	4	2
合計	861	874	872	875

5　施設系・居住系の設置状況

地域分析を行ったところ、特別養護老人ホームや老人保健施設の施設系サービス、グループホームの居住系サービスや有料老人ホームの設置による定員合計数が、第１号被保険者数に対して占める割合は県内においても上位となっており、人口規模に対して高い水準となっています。

青森県各県域・西北五地域における介護保険施設・事業所設置状況一覧

区分	総人口	高齢者人口	高齢化率	第１号被保険者数	認定者数	認定率	保険料基準月額	被保険者１人当り給付費	特別養護老人ホーム			老人保健施設			グループホーム			居住系・施設系サービス	
単位	人	人	%	人	人	%	円	円	施設数	定員	対被保数	施設数	定員	対被保数	施設数	定員	対被保数	定員	対被保数
県計	1,189,619	420,055	35.3	420,159	75,593	18.0	6,672	308,184	137	6,914	1.6	58	5,177	1.2	318	5,096	1.2	17,187	4.1
青森地域	283,015	97,279	34.4	97,226	18,963	19.5	6,408	311,806	26	1,321	1.4	12	1,062	1.1	69	1,204	1.2	3,587	3.7
津軽地域	265,289	92,079	34.7	92,548	17,175	18.6	6,688	309,686	25	1,385	1.5	14	1,407	1.5	77	1,292	1.4	4,084	4.4
八戸地域	276,495	96,503	34.9	95,354	15,216	16.0	6,889	284,057	25	1,296	1.4	12	1,030	1.1	58	882	0.9	3,208	3.4
下北地域	66,568	24,072	36.2	24,183	4,646	19.2	6,870	304,560	13	602	2.5	4	259	1.1	12	180	0.7	1,041	4.3
上十三地域	185,573	63,844	34.4	63,218	10,859	17.2	7,118	323,260	25	1,289	2.0	10	819	1.3	39	612	1.0	2,720	4.3
西北五地域	112,677	46,278	41.1	47,630	8,734	18.3	6,615	327,888	23	1,021	2.1	6	600	1.3	63	926	1.9	2,547	5.3
鶴田町	**11,776**	**4,502**	**38.2**	**4,528**	**847**	**18.7**	**6,500**	**330,024**	**2**	**99**	**2.2**	**1**	**100**	**2.2**	**8**	**126**	**2.8**	**325**	**7.2**
(県内順位)			(23)			(13)	(30)	(15)			(20)			(7)			(4)		(6)
県計との差			2.9			0.7	△ 172	21,840			0.5			1.0			1.6		3.1

※青森県福祉関係施設名簿（令和5年4月1日現在）、青森県介護サービス事業所一覧（令和5年10月1日現在）、見える化システム参照

第３章

基本理念・基本目標

第３章　基本理念・基本目標

１　基本理念

町において高齢化が進むなかで、高齢者のライフスタイルや生活意識、ニーズ等も益々多様になっています。高齢期を迎えても、生活してきた住み慣れた地域生活で、これまで培ってきた豊富な経験や知識、技術を活かして生き生きと活躍でき、一方で、介護・医療の支援を必要とする高齢者も、できる限り住み慣れた地域で、個人の尊厳を保ちながら、その人らしい生き方が尊重され、自立し安心してゆったりと過ごすことができる町を創りあげることが望まれます。

また、当町における最上位計画「第６次鶴田町総合計画」では、保健・医療・福祉分野における「まちづくりの柱」として「だれもが健康で安心して暮らせるまちづくり」を掲げています。

そこで、本計画では、総合計画の柱である「若い世代から選ばれるまちづくり」のもと、第８期介護保険事業計画の基本理念である「健やかで安心な暮らしをみんなで支え合うまち　つるた」を継承し、高齢者同士、高齢者と他の世代とが、お互いを認め合い、支え合って生きていく地域を築くことを目標として掲げます。

本計画では、介護・支援を必要とする高齢者が自立して暮らし、また地域に住む人が、老若男女にかかわらず、自然に交わり、支えあうまちづくりを目指して、町総合計画後期基本計画の「まちづくりの柱」をベースにした新たな基本理念『だれもが健康で安心して暮らせるまち　つるた』を掲げていきます。

－基本理念－

『だれもが健康で安心して
暮らせるまち　つるた』

２　基本目標

国では、団塊の世代が７５歳以上となる２０２５年、そして、団塊ジュニア世代が６５歳以上となる２０４０年に向けて、「医療」「介護」「住まい」「介護予防」「生活支援」の５種のサービスを一体的に提供して、高齢者が住み慣れた地域で生活を送れるよう支援する地域包括ケアシステム、さらには、世代や分野の垣根を越えて繋がることで支え合う地域共生社会の実現を推進しています。

町では、基本理念となる『だれもが健康で安心して暮らせるまち　つるた』を目指し、これまでの施策を継承しつつ、地域包括ケアシステムの充実や地域共生社会の実現を図るため、次のように６つの基本目標を定めます。

目標Ⅰ　健康づくり・介護予防の推進

高齢者の健康づくりにおいては、介護が必要となる前の段階における介護予防の取り組みが重要なことから、地域住民の参画を得て、高齢者自身が介護予防活動の担い手にも成りうる環境づくりを創出するよう、複合的に取り組むことが重要です。

また、身体的な健康だけではなく、個々人の生きがいや幸福感といった精神的な健康にも着目することが必要であり、健康寿命の延伸と生きがいづくりをセットにして、効果的な取り組みができるように、保健分野と福祉分野による一体的な『健康づくり・介護予防の推進』を目指します。

目標Ⅱ　保険者機能・マネジメント機能の強化

高齢者の自立支援･重度化防止に向けて､ニーズを適切に受け止める総合的な相談支援、生活支援体制の整備に向けた地域主体の取り組みの推進、地域課題の発見や地域資源の創出、多様な主体間の調整といったコーディネート機能の充実がより重要となります。

また、自立支援・重度化防止等に向けた取り組みを支援する「保険者機能強化推進交付金」や、介護予防・健康づくりに資する取り組みに重点化した「保険者努力支援交付金」といったインセンティブ付与制度も創設されており、これらを効果的に活用するため、町地域包括支援センターとの連携強化による『保険者機能・マネジメント機能の強化』を目指します。

目標Ⅲ　地域包括ケアシステムの推進

「地域包括ケアシステム」とは、日常生活圏域において、在宅医療連携、認知症者支援、介護サービス、見守り・買物支援等の生活支援サービス等を必要に応じて組み合わせることにより、高齢者が要介護等の状態になっても、住み慣れた居宅、地域で暮らし続けることを可能とする「地域づくり」を指します。

自立や地域の支え合いの必要性・重要性についての認識を周知・共有しながら、「自助」・「互助」を生かした地域づくりを推進していけるよう、保険者である町と地域包括ケアの中核となる町地域包括支援センターが、町民や医療・介護等の関係者・関係機関との連携に努め、『地域包括ケアシステムの推進』を目指します。

目標Ⅳ 持続可能な制度づくり・給付適正化の推進

介護を要する方が安心して介護を受けられるよう、人口の変化の見通しを勘案した中長期的な視点を見据えたサービス提供体制の整備を計画的に進めることが求められています。その際に、サービスの量的な面に加え、従事者の確保・育成やサービスの質の向上、業務の効率化に向けた取り組みの促進も重要となります。

また、自立支援に繋がる適切なケアマネジメントを地域で行えるように、保険者の観点から検証して給付の適正化を図ってサービス利用の改善を進め、『持続可能な制度づくり・給付適正化の推進』を目指します。

目標Ⅴ 地域共生社会の実現

『地域共生社会』とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野の垣根を越えて繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

また、高齢者が自分らしく地域で暮らし続けるためには、地域や家庭の中で何らかの役割を担うことが、地域共生社会の観点から重要であり、高齢者が「支えられる側」である一方で、「支える側」として活躍する場の充実が必要であり、『地域共生社会の実現』を目指します。

目標Ⅵ 災害や感染症対策への備えの強化

住み慣れた地域で高齢者が安心して暮らし続けられるように、近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、「災害や感染症対策に係る体制整備」を図る必要があり、「介護事業所等と連携した防災や感染症対策についての啓発・研修・訓練」、「介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備」、「県、町、関係団体が連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制の構築」の整備等を図ることが重要であることから、『災害や感染症対策への備えの強化』を目指します。

第４章

具体的な施策の展開

第４章　具体的な施策の展開

目標Ⅰ　健康づくり・介護予防の推進

１　総合事業の推進

施策の方向

高齢化社会の進行のなか、排せつや食事、入浴等の身の回りの動作（ＡＤＬ）は自立している一方で、掃除や洗濯、買い物等の生活行為（ＩＡＤＬ）の低下が見受けられるなど、多様な日常生活上の困りごとへの支援ニーズ増加が見込まれています。

そのため、介護予防や状態改善に向けた取り組みは、高齢化社会が進行する将来において、これまで以上に重要性が高まっています。

町では、第７期計画期間より、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」（総合事業）のうち、従来の予防給付の訪問介護・通所介護相当サービスを総合事業に移行して実施しています。

今後の高齢化社会の進行にむけて、従来の予防給付に相当するサービスのほか、介護サービス提供事業所をはじめ、ＮＰＯ、民間企業、ボランティアといった地域の多様な主体との連携を図り、地域の実情やニーズにあわせた住民参加型・住民主体型のサービス等の整備を検討するほか、住民主体の活動への支援や高齢者自身がサービス担い手となる支え合いの推進を検討していきます。

【主な実施（予定・検討含む）事業や取組】

事業名等	事業内容等
介護予防訪問介護相当サービス	認知機能の低下により日常生活に支障がある方や、退院直後で状態が変化しやすい方など、専門的サービスが特に必要な場合に、ヘルパー資格を取得している訪問介護員が自宅に訪問し、従来の介護予防訪問介護の基準により、身体介護を含むサービスを提供する場合に限るなど、サービス提供の専門性を高める工夫を検討します。
基準緩和型訪問サービス（訪問型サービスＡ）	費用面は介護予防訪問介護相当より安価な設定（従来相当の約８割など）、サービス内容も掃除、洗濯など主に家事援助中心に提供、従事者要件も自治体で認定したヘルパーによるサービス支援など、基準緩和したサービス提供を行うものです。 ニーズ等を踏まえて検討を図ります。
住民主体による支援（訪問型サービスＢ）	住民ボランティア等を主体として、ゴミ出しや安否確認などの軽微な生活支援サービスを安価で提供するもので、高齢者自身も担い手となり、地域の住民同士の「互助」を基本とするものです。 ニーズ等を踏まえて検討を図ります。

【主な実施（予定・検討含む）事業や取組】

事業名等	事業内容等
介護予防通所介護 相当サービス	介護予防を目的として施設に通い、従来の介護予防通所介護の基準により、入浴、排せつ、食事その他の介護など身体介護を含む日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスを提供する場合に限るなど、サービス提供の専門性を高める工夫を検討します。
基準緩和型通所サービス （通所型サービスＡ）	費用面は介護予防通所介護相当より安価な設定（従来相当の約８割など）、サービス内容も介護予防に資する体操、レクリエーションのほか、身体介護を伴わないサービスなど基準緩和したサービス提供を行うものです。 ニーズ等を踏まえて検討を図ります。
住民主体による支援 （通所型サービスＢ）	地域住民等が主体となって行う体操、運動等の活動、趣味活動、定期的な交流会、サロン、会食などの自主的な通いの場づくりを支援し、介護予防を図るものです。 ニーズ等を踏まえて検討を図ります。
生活支援サービス	総合事業による事業対象者の居宅において、調理・掃除等の生活援助に限定したサービスを行います。
介護予防 ケアマネジメント	高齢者の自立保持につなげる介護予防ケアマネジメント、高齢者の状況を把握し適切なサービスや制度利用につなぐための総合相談支援、生活環境や状態が変化する高齢者の状況やニーズに応じた支援を包括的・継続的に行います。

２　一般介護予防事業の充実

施策の方向

２０２５年を目途とした地域包括ケアシステムの構築、地域共生社会の実現に向け、町社会福祉協議会や町地域包括支援センター、地域活動団体とも連携しながら、新型コロナウイルス感染拡大の予防に努めながら、介護予防事業の更なる充実を図ります。

保健福祉センター「鶴遊館」において、各種介護予防教室を開催するとともに、介護予防を主な目的とした町オリジナルの健康体操「つるりん体操」の普及を進めながら、地域住民の通いの場の創出とともに、地域サポーター等の育成にも取り組んでいきます。

また、単身高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中では、在宅での日常生活を営むうえで必要不可欠となる移動・外出に対するリスクが懸念されます。通院や買い物等が困難となり、徐々に閉じこもりや身体機能の低下につながっていく高齢者を増やさないよう、交通手段を確保することが、いつまでも当町で生活を続けるためには大変重要な課題です。

既存の公共交通機関は路線バスとタクシーがありますが、路線バスは本数減少の傾向が続き、タクシー会社も町の中心街にあるため、町の中心から外れた地域の高齢者にとっては、移動・外出支援に対する低廉で即効性のある町内移動システムの確立が必要であったことから、当町では移動・外出支援として、平成２９年度より町社会福祉協議会への委託により、介護予防事業と一体的に組み合わせて実施される町内巡回送迎事業（鶴遊館送迎車『スマイル号』の運行）を開始しています。

【主な実施（予定・検討含む）事業や取組】

事業名等	事業内容等
健康体操教室 （つるりん体操）	身体機能を維持し、転倒等による要介護状態になることを予防するため、健康運動教室等を通じた意識的に体を動かす機会の拡充を図るなど運動指導の充実を図ります。 「つるりん体操」は、元気で生き生きと暮らしていくために、身体機能や生活機能の向上を目的に、ストレッチや筋力トレーニングの要素も交えた、誰でも容易に取り組むことができるメニューで構成された体操で、身近な場所で気軽に取り組むことができるように、多様な機会で普及・啓発活動を行っています。
Cocorira倶楽部	保健福祉センター「鶴遊館」で、高齢者が心身ともに健康でいられるための健康づくり・介護予防として、ヨーガ、ココリラ体操、フラダンスをそれぞれ月２回、専門の講師が利用者の体力に合わせて指導しています。
ほっこりサロン	保健福祉センター「鶴遊館」で週２回、お茶やコーヒーなどを飲みながら、会話やゲームなどのレクを通して、高齢者同士の交流を広めていきます。
地区サロン	高齢者が気軽に交流できる機会を、住んでいる身近な場所で作れるように、地区サロンの設置を進めていきます。

【主な実施（予定・検討含む）事業や取組】

事業名等	事業内容等
ゴニンカンクラブ	男性高齢者が社会参加しやすいように、月２回トランプを通しての交流を進めていきます。
カラオケクラブ	認知症予防にカラオケは効果的であるため、歌や踊りによるレク活動を通して、交流の輪を広めていきます。
町内巡回送迎・移動支援（スマイル号）	６５歳以上で自ら移動手段を持っていない乗降可能な方を対象に、町社会福祉協議会に委託する形で、町の各地区と保健福祉センター「鶴遊館」とを結ぶ町内巡回送迎車を午前と午後に走らせ、その間に保健福祉センターでの介護予防事業や町内への買い物等に対する移動支援を行います。
スマイルハウス	鶴田町介護実習ハウスを有効活用して、手芸や編み物などの教室を提供して、高齢者の生きがい・余暇への活動支援を行います。
書道クラブ	スマイルハウス内で行っていた書道ですが、参加者が増えていることから、書道を通して高齢者同士の交流を広げる「書道クラブ」を令和３年度より実施しています。
ボッチャクラブ	男性高齢者の参加促進のため、令和３年度から月２回「ボッチャクラブ」を実施しています。ボッチャは年齢・性別・障害の有無にかかわらず楽しめるスポーツです。体を動かしながら頭を使い、活動を通して参加者同士の交流を広げています。
ノルディックウォーク	ノルディックウォークは両手にポールを持ち歩行する全身運動です。両足への負担が軽減でき、楽に歩くことができます。足腰の強化や転倒予防のため、月2回実施しています。

３　保健事業と介護予防の一体的な実施

施策の方向

加齢に伴う心身の機能低下の予防や口腔機能の向上、また生活習慣病や低栄養・身体機能の低下等、高齢者の日常生活上のリスクを軽減するため、町民が自ら身体・健康状態や介護予防に対する意識を高めることができるように、保健分野との連携を図りながら、総合健診やがん健診などの場を有効活用し、普及啓発活動の推進を検討していきます。

また、７５歳以上の後期高齢者になると、医療と介護のニーズを両方併せ持つ状況が増えることから、高齢者の健康増進を図り、できる限り健やかに過ごせるよう、医療、介護、健診等のデータ分析による地域の健康課題の把握を行い、高齢者への個別的支援及び通いの場等への積極的な関与を行うことにより、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組を推進します。

目標Ⅱ　保険者機能・マネジメント機能の強化

1　包括的支援の機能強化

①　包括的支援事業

施策の方向

地域包括支援センターは地域包括ケアの中核機関であり、地域に住む高齢者や、介護する家族等の身近な相談窓口として、よりきめ細やかな相談支援を行うことが求められています。

特に、これからの高齢者を取り巻く環境としては、認知症者の増加や孤独化、必要とするニーズも複雑化・多様化しており、それに対応できる相談支援体制基盤の強化・連携を図る必要があります。

このことから、居宅介護支援・介護予防支援によるサービス利用への相談支援の充実、高齢者の長く自立した生活の維持、家族に対するケアも含めて、「地域包括支援センター」の機能強化を目指し連携を推進していきます。

当町では、生活支援コーディネーターを町社会福祉協議会内に２名配置し、高齢者が地域で生きがいや役割を持ち、尊厳を保持して、自分らしい生活を送ることができるように、住民主体の地域の助け合い等によるサービスなどの開発にも取り組んでいきます。

さらに、コーディネーターの活動を組織的にサポート、地域ニーズの把握、情報の見える化の推進、地域づくりにおける意識の統一を図る場、情報交換や働きかけの場として「協議体」の機能も含めた「地域包括ケア会議」を定期的に開催していきます。

【主な実施（予定・検討含む）事業や取組】

事業名等	事業内容等
総合相談支援	様々な相談を受け付け、高齢者の状況を把握するとともに、必要に応じて適切なサービスや制度の利用につなぐための支援等を行っています。
包括的・継続的ケアマネジメント	町内の居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員、医療・福祉職員や地域関係者等を対象とした研修会の開催、関係機関同士のネットワーク構築に向けて、多職種の連携、協働を図っています。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的に、地域において生活支援等サービスの提供体制構築に向けたコーディネート（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を行います。
協議体	地域包括ケア検討会議の中に、生活支援コーディネーターも参加してもらい、連携を強化するとともに、必要に応じて参加対象を広げることで、協議体の機能も含めて実施します。

②　地域包括支援センター運営協議会

施策の方向

地域包括支援センターの運営については、その性格上、公正かつ中立性の確保が強く求められているため、運営について協議、評価する場が求められます。

地域包括支援センター運営協議会は、介護保険事業を進めていくうえで必要となる事項を積極的に議題に挙げ、広く意見交換や合意形成のできる場であり、また、定期的な分析や評価を行い、その結果に基づいた対策をとっていくための場となります。

当町では、様々な地域課題に対して、全町レベルでの政策形成やまちづくり政策に向けて検討を行う「地域包括ケア推進会議」に運営協議会の機能も含めて実施していきます。

③　在宅介護支援センター

施策の方向

介護保険制度創設以来、従来は基幹型在宅介護支援センターを町社会福祉協議会に、地域型在宅介護支援センターを鶴松園にそれぞれ１箇所ずつ設置し、相互に連携を取りながら運営してきました。

しかし、制度改正により平成１８年度以降からは、基幹型在宅介護支援センターは地域包括支援センターとして再編したことにより機能充実が図られましたが、その一方では地域型在宅支援センターは機能しない状態となっています。

地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域に根ざした相談支援体制の充実は不可欠であることから、今後より手厚い高齢者への支援のため、町地域包括支援センターのサブ機能やその運営方法等について町地域包括支援センターとともに協議し、検討していきます。

２　インセンティブ交付金を活用した施策の推進

施策の方向

保険者機能強化交付金と介護保険保険者努力支援交付金の評価指標は、「ＰＤＣＡサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築」、「自立支援、重度化防止等に資する施策の推進」、「介護保険運営の安定化に資する施策の推進」の３類型であり、市町村の様々な取組の達成状況を評価するための客観的な指標として設定されています。

国から交付される交付金を重要施策等に活用するとともに、これらの指標のより多くの達成を目指して各種取組を推進し、保険者機能の強化と予防・健康づくりの推進を図っていきます。

３　自立支援、重度化防止に向けた取組の推進

施策の方向

平成２９年６月に改正された介護保険法において、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止等に関して、市町村介護保険事業計画で定めることとなりました。

自立支援、重度化防止に向け、「生活支援コーディネーターとの連携強化による介護予防事業の推進」、「介護給付等の適正化の推進」、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」などに取り組んでいきます。

当町では、高齢者の自立支援、重度化防止の事業推進に向け、地域包括ケアシステム構築の重要なツールとなる「地域ケア会議」を有効活用し、町と町地域包括支援センターが一体となって取り組み、多職種連携や町民参画や関係者とのネットワーク構築を図りながら、地域課題の解決に取り組んでいきます。

【主な実施（予定・検討含む）事業や取組】

事業名等	事業内容等
個別ケア会議 -困難事例-	ケアプランを作成する町地域包括支援センター、居宅介護支援事業所が、介護サービスの提供状況・課題を共有し、一人ひとりの状態改善に資するよう最適なプランを提供できるように検討するケア会議で、困難事例に対応します。
個別ケア会議 -自立支援・重度化防止-	訪問介護（生活援助中心型）の提供回数が、国が定める基準を超過している場合など、町と町地域包括支援センター、町内すべての居宅介護支援事業所で、介護サービスの提供状況・課題を共有し、そのケアプランの妥当性や有効性などを判断するケア会議で、状態改善に資するよう最適なプランを提供できるように図ります。
地域包括ケア検討会議	町と町地域包括支援センター・町社会福祉協議会を中心として、介護予防事業や認知症施策や在宅医療・介護連携など、多岐の分野について課題や情報を定期的に打合せし共有しあいながら、課題解決に向けた取り組みが推進できるように検討するケア会議で、専門職・専門機関によるネットワークづくりを図ります。
地域包括ケア推進会議	個別ケア会議や地域包括ケア検討会議などで抽出された様々な地域課題に対して、全町レベルで情報や目的を共有しながら、政策形成やまちづくり政策に向けて検討を行うケア会議で、町の高齢者福祉・介護保険施策の方針について検討します。

目標Ⅲ 地域包括ケアシステムの推進

１　地域の実情に応じた介護サービス提供基盤の充実

施策の方向

人生の最期を住み慣れた自宅で過ごしたいと希望する高齢者が多いなかで、地域で安心して自立した生活を送るためには、総合事業や介護予防事業の推進は勿論のこと、訪問介護や通所介護をはじめとする訪問系・通所系サービスの充実が必要不可欠です。

また、高齢者の在宅生活を支える家族や介護者に対する支援の充実も、地域での暮らしを継続していくために必要な取り組みであり、介助している家族などの緊急時や一時的な休息に対応できるよう、高齢者を一時的に預かる場として効果的な空室利用によるショートステイの活用等の検討も必要です。

高齢者一人ひとりの状態や環境、ニーズ等を踏まえ、適切な在宅サービスを支援することで、より多くの町民がより長く在宅生活を営むことができるよう、ケアプランを作成する居宅介護支援事業所との連携も進めていきます。

なお、小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型サービスなど、まだ整備が進んでいないサービスについては、今後ニーズが増えてきた場合には、需要・供給バランスを勘案しながら、整備の検討をすることとします。

さらに、国の地域共生社会の実現に向けた取り組みのなかで、障害者が６５歳以上となったときに、それまで利用していた障害福祉サービス事業所を引き続き介護保険サービス事業所として利用しやすいように、新たに「共生型サービス」が位置付けられることから、国の検討状況や事業者の参入意向を注視しながら、障害福祉所管課と連携を図り検討することとします。

【主な実施（予定・検討含む）事業や取組】

事業名等	事業内容等
居宅介護支援	介護給付サービスを利用する要介護者を対象に、給付決定を行う際に居宅サービス計画（ケアプラン）を作成、必要に応じて、ケアプランの利用状況の検証、見直しを行います。
介護予防支援	予防給付サービスを利用する要支援者を対象に、給付決定を行う際に介護予防サービス計画（予防プラン）を作成、必要に応じて、予防プランの利用状況の検証、見直しを行います。

【主な実施（予定・検討含む）事業や取組】

事業名等	事業内容等
訪問介護	要介護者の居宅において、入浴・排せつ・食事等の介護や、掃除・料理・洗濯などの家事の支援を行います。
訪問入浴介護	利用者の居宅を訪問し、浴槽を提供することで入浴の介助を行います。
訪問看護	疾病又は負傷により居宅において継続して療養を必要とする要介護者等に対して、主治医の指示に基づき看護師等が療養上の世話や診療の補助を行います。
訪問リハビリテーション	通院が困難な居宅要介護者等について、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき訪問し、身体機能の維持回復を図るための機能訓練等を行います。
居宅療養管理指導	要介護者等の居宅において、医師・歯科医師・薬剤師・看護職員等が、その心身の状況や置かれている環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行います。
通所介護	要介護者が日中、デイサービスセンター等に通い、当該施設や事業所において、入浴・排せつ・食事等の介護やその他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。
通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院等に通い、リハビリテーションを行うことで、心身機能の維持回復を図り、在宅での自立支援を行います。
短期入所生活介護	要介護者等が特別養護老人ホーム等にショートステイし、当該施設において入浴・排せつ・食事等の介護やその他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。
短期入所療養介護	要介護者等が介護老人保健施設、介護療養型医療施設等にショートステイし、当該施設において看護、医学的管理下による介護、機能訓練やその他必要な医療や日常生活上の世話を行います。
地域密着型通所介護	日中、小規模の老人デイサービスセンター等に通い、当該施設や事業所において、食事・入浴等の介護やその他の日常生活上の支援や生活訓練を行います。
特定福祉用具貸与 ・特定福祉用具購入	要介護者等が居宅において自立した日常生活を営むことができるように、日常生活の便宜を図るための用具や機能訓練のための用具を貸与し、福祉用具のうち入浴や排せつに使用するもの等を購入した場合にその費用を一定限度額内で支給します。

２　高齢者向け住宅の質を確保するための連携

施策の方向

施設系・居住系サービスについては、当町は近隣自治体と比較して、人口規模において高い施設等の整備率を有している現状を踏まえつつ、将来的な高齢者の人口動態、待機者や認知症高齢者の状況、介護離職の防止や介護負担の軽減の観点等を総合的に検証しながら、慎重に適正な居住整備の検討を進める必要があります。

基本的な方向としては、できる限り多くの高齢者が地域で安心して自立した生活を在宅で送れるように、介護予防・健康づくりと住宅改修をはじめとする在宅支援サービスの充実を図るものとし、施設やグループホームの整備等については原則的に現状維持としつつ、今後の需要・供給バランス等に変化が生じた際には、様々な状況を勘案しながら整備の検討をすることとします。

同じく、有料老人ホーム等についても、すでに町内に６箇所設置されており、人口規模において高い設置率であることから、原則的に現状維持を目指すこととし、新たな整備については県との情報連携を図りながら、地域ケアシステムにおける施設の役割として看取り対応、地域貢献事業等の実施、災害時の地域連携などに積極的に取り組むことなどを要件に、需給バランス等を勘案しながら適切に整備誘導を行っていきます。

【主な実施（予定・検討含む）事業や取組】

施設サービス

事業名等	事業内容等
介護老人福祉施設	入所定員が３０人以上の特別養護老人ホームであり、寝たきりや認知症などにより、入所要件要介護３以上の日常生活のなかで常に介護を必要する高齢者が、入浴・排せつ・食事・機能訓練・健康管理等の必要な介護を受けながら生活しています。
介護老人保健施設	慢性期医療と機能訓練によって在宅への復帰を目指す施設であり、利用者に看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活の世話を行います。
介護療養型医療施設（介護療養病床）	医療機関における急性期の治療が終わり、症状が安定期にある要介護者のための長期療養施設であり、利用者に療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行います。 当町には、当該施設はないものの、圏域内で施設利用されています。
介護医療院	慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、日常的な医学管理や看取り・ターミナルケア等の機能と生活施設との機能を兼ね備えた、長期療養のための医療と日常生活上の介護・世話を一体的に行います。国では、介護療養型医療施設（介護療養病床）からの転換を進めています。

地域密着型サービス

事業名等	事業内容等
認知症対応型 共同生活介護 （グループホーム）	１ユニット定員９人以内で、認知症の方に共同生活を営むべき住居において入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。
地域密着型 介護老人福祉施設	入所定員が２９人以下の特別養護老人ホームであり、寝たきりや認知症などにより、入所要件要介護３以上の日常生活のなかで常に介護を必要する高齢者が、入浴・排せつ・食事・機能訓練・健康管理等の必要な介護を受けながら生活しています。

その他のサービス

事業名等	事業内容等
特定施設入居者 生活介護	介護保険の指定を受けた有料老人ホーム（介護付有料老人ホーム）に入居している方に、日常生活上の介護や支援を行います。
有料老人ホーム	いわゆる住宅型有料老人ホームと呼ばれる高齢者向け住居施設で、入居している方に食事等のサービスを提供します。 当町としては、県との情報連携を図りながら、計画的な整備誘導に努めます。
サービス付き 高齢者向け住宅	いわゆるサ高住と呼ばれる有料老人ホームに該当する居住施設で、建物内がバリアフリーであり、入居者にはケアの専門家が少なくとも日中常駐し、安否確認・生活相談サービスの提供を行います。 当町としては、県との情報連携を図りながら、計画的な整備誘導に努めます。
住宅改修	身体機能が低下した要介護・要支援の高齢者が、在宅生活を営むうえで暮らしやすい生活ができるよう、手すりやスロープの設置、洋式便器の取替えなどの改修を一定限度額内で行います。

３　在宅医療・介護連携の推進

①　医療計画との整合性確保

施策の方向

県では、令和７年（２０２５年）における医療機能ごとの医療需要に基づく病床の必要量、慢性的機能から転換分を含めた介護施設・在宅医療等の追加的需要等を推計し、地域医療構想および医療計画を策定しています。

一方で、市町村介護保険事業計画では令和７年におけるサービスの種類ごとの量の推計値を定めることとされています。

そこで、令和７年に向けた地域医療構想を推進するために、本計画においては、医療計画との整合性を確保した在宅医療・介護連携の推進と介護サービス種別の見込量の設定を行います。

②　切れ目のない支援提供体制の構築

施策の方向

当町では平成２５年１月に「鶴田診療所」が開設しています。自治体病院機能再編成により、これまでの鶴田町立病院が、中核病院（つがる総合病院）に対する無床のサテライト診療所に転換されました。

再編後は地域の各医療機関が連携しながら、誰もが質の高い医療を安心して受けられる環境の確保や、医療に加えて介護が必要な高齢者への切れ目のない支援体制の構築を目指しています。

また、在宅医療・介護連携推進のためには、医療や介護の情報の共有が必要不可欠です。急性期から在宅・在宅から病院間を円滑に引き継ぐことができるような支援が大切になります。それに向けて、西北地域県民局五所川原保健所や、つがる西北五圏域の構成自治体をはじめ、医療・介護関係者により、圏域内の“入退院調整ルール”を作成し運用しています。

【主な実施（予定・検討含む）事業や取組】

事業名等	事業内容等
訪問診療・往診	地域における在宅医療提供体制の構築に向けて、既存の地域医療体制のなかで、可能な限りにおける訪問診療・往診の推進と支援を検討します。 当町では、現在のところ鶴田診療所にて看取り対応による訪問診療を実施しています。
かかりつけ医・ かかりつけ薬局	医療機関などの協力を仰ぎ、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及を進め、介護との連携への一役を担ってもらえるようにします。
在宅医療・介護連携推進検討会	医療関係者・介護関係者の多職種連携の促進、円滑な在宅医療・介護連携を推進するため、「在宅医療・介護連携推進検討会」の設置が求められており、「地域包括ケア検討会議」にその機能を含めることとし、地域における課題を共有しあう仕組みづくりに取り組みます。
入退院調整ルール	在宅と病院の双方向の流れが円滑に進むように、医療職と介護職における入退院時における調整がスムーズに行われることを目的に、五所川原保健所を中心に広域連合の圏域内で統一した調整ルールが作成されています。

②　医療・介護双方の情報共有支援

施策の方向

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携を図り、入退院調整ルールに限らず、医療機関や介護施設やサービス事業所、町地域包括支援センター等の間における情報共有支援について推進していきます。

【主な実施（予定・検討含む）事業や取組】

事業名等	事業内容等
在宅医療・介護連携相談支援事業	医療と介護に関わる相談の総合的な窓口として、圏域における入退院調整ルールに基づき、町地域包括支援センターに相談窓口を設置し、情報提供や連絡調整等により在宅医療と介護の連携を支援します。
医療・介護施設マップ	町民が自らの心身状態にあった医療や介護サービスを主体的に選択できるように、地域に存在する医療機関等や介護保険施設等について、わかりやすく情報提供できる一覧マップを作成・更新し、ホームページに掲載するなど普及啓発を行います。

【主な実施（予定・検討含む）事業や取組】

事業名等	事業内容等
在宅緩和ケアマップ -西北五圏域版-	青森県立中央病院緩和ケアセンターが作成している「在宅緩和ケアマップ」への情報提供支援を行うことで、町内はじめ圏域内の多くの医療側と介護側における情報について、共有を促進していきます。
医療・介護連絡票 -鶴田町版-	在宅生活を送るなかで医療と介護の両方の支援を必要とする高齢者の情報共有づくりも重要な課題といえます。 認知症支援の情報も含め、医療機関と介護事業所等や町、町地域包括支援センターが相互に連絡をとりあえるツールとして「ひまわりカード」を作成し、活用を推進していきます。
医療・介護情報連携シート -鶴田町版-	医療・介護連絡票を使用した者で、より多方面からの支援が必要と判断される困難ケースにあっては、より詳細な情報収集を行えるように、情報連携シートを作成し、活用していくことで、情報の整理・見える化を図ることを推進していきます。

④　医療・介護関係者の研修促進

施策の方向

医療と介護の両方を必要とする高齢者に適切な医療・介護が提供されるように、医療関係者には町民の生活面や介護支援の側面について、介護関係者には町民の心身の状態に対する医療支援の側面について、正しい知識を得ることができるよう、医療職と介護職等が相互の専門性や役割を学ぶ多職種連携研修の取り組みを進めることが重要といえます。

当町単独での研修実施が困難な場合には、つがる西北五圏域の構成自治体との協働や連携による研修会の開催等も検討していきます。

また、多職種間で顔の見える関係を築くとともに、医療的助言を通して医療現場での医療・介護連携の実践スキルや介護職の医療知識の向上を図ります。

【主な実施（予定・検討含む）事業や取組】

事業名等	事業内容等
医療・介護職員による交流の場づくり	気軽に多職種意見交換を行える場として、地域包括ケア検討会議や地域連携チーム（町地域包括支援センター主催）に医療関係者の方を招くなど、多職種の方が意見交換できる場を創意工夫して取り組んでいきます。
医療・介護連携に係る研修	在宅医療に関心を持ち、訪問診療・往診等を行う医師や歯科医師、訪問薬剤管理指導を行う薬局・薬剤師を増やすことを目指し、関係機関や広域での他自治体とも連携して、スキルアップ等の研修開催について検討していきます。

４　認知症対策の総合的な推進

①　認知症予防の推進

施策の方向

高齢社会の到来を迎え、寝たきりや認知症等による要介護者も年々増加傾向にあります。

認知症は特に、家族や支援する人が気づいた頃には、すでに中度・重度となっているケースも多く見受けられることから、早期の段階での適切な診断と専門的な治療を図ることが重要とされています。

当町では、認知症への正しい理解・普及により、認知症発症の予防や症状の軽減ができるように、町と町地域包括支援センターに配置されている認知症地域支援推進員と連携を図りながら、認知症予防等に努めます。

さらに、公文社と提携し、脳の健康教室（脳楽寺子屋）を町社会福祉協議会に委託して開催しており、認知症の知識・理解の普及に努めるとともに、早期発見・早期治療といった対策と認知症予防活動をさらに推進しています。

【主な実施（予定・検討含む）事業や取組】

事業名等	事業内容等
認知症地域支援推進員	地域における認知症者やその介護者への支援体制を構築することを目的に、医療機関や薬局、介護サービス事業所に地域の支援機関・団体等をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を町と町地域包括支援センターにそれぞれ配置します。
脳の健康教室 （脳楽寺子屋）	認知症予防事業の一環として、公文社と提携しながら、町と町社会福祉協議会で連携協力し、脳の健康教室を開催することで、認知症の知識・理解の普及と予防活動を推進します。

②　認知症初期集中支援の推進

施策の方向

当町では、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築に向けて、保健師による臨戸訪問等のなかで認知症による適切な支援が必要と認められる場合には、認知症者やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを配置し、認知症サポート医の協力のもと支援していきます。

対応を要するケースへの家庭訪問による支援のほか、町社会福祉協議会や町地域包括支援センター、認知症サポート医、医師会や認知症疾患医療センター等の各関係機関との連携調整を行い、認知症の人が早い段階で適切な支援機関に繋がることができるように取り組んでいきます。

また、認知症に対する正しい知識の普及啓発も初期集中支援チームの重要な役割であり、認知症ケアパスの作成、配布などにより、認知症の早期発見・早期診断の重要性について、周知浸透を図っていきます。

【主な実施（予定・検討含む）事業や取組】

事業名等	事業内容等
認知症初期集中支援チーム	認知症への初期対応としてチーム員研修を受講した専門職等でチームを構成し、認知症サポート医と連携しながら、認知症者やその疑いがある者への初期支援を行い、適切な医療や介護への支援に結びつけていきます。
認知症ケアパス	認知症と疑われる症状が発生したときや、認知症の人を支える場合に、「誰が」「いつ」「どこで」「何をしたらよいか」等、状態に応じた医療や介護の提供の流れを示した認知症ケアパスを作成し、認知症の早期発見・早期診断の重要性や正しい知識や理解の普及啓発を図っていきます。
認知症サポート医	認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医への助言やその他支援を行い、専門医療機関や町地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医の養成にも努めます。 町では、五所川原健生クリニックの津川医師と認知症サポート医の委託契約を締結しており、町の医療機関や薬局への認知症理解への協力を求めます。
認知症疾患医療センター	青森県内６圏域に認知症専門医療機関として、五所川原圏域ではつがる総合病院、弘前圏域では弘前愛成会病院、青森圏域では県立つくしが丘病院内に認知症疾患医療センターが配置され、かかりつけ医等への後方支援を行っています。

③　地域での見守り体制の充実

施策の方向

認知症の人やその家族が地域で孤立することなく、認知症の人が地域社会の中で生きがいを持って生活できるように、「認知症カフェ」等の居場所づくりを進めていき、認知症カフェのための人材や会場の確保・整備に取り組むとともに、その運営相談等にも支援を検討していきます。

また、近年理解が深まりつつある若年性認知症に対しても、高齢者の認知症とは違った課題があり、その特性に配慮した就労・社会参加等への支援も必要となるとともに、若年性認知症に対する正しい知識の普及啓発に努めていきます。

認知症の人が地域で安心して暮らし続けることができるように、認知症について正しく理解して、民生委員児童委員等との関係機関と連携しながら、認知症の人とその家族を地域で見守りながら支援する「認知症サポーター養成」も進めていきます。

当町では、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症サポーターの養成を行っており、その活動をさらに推進していきます。

さらに、今日は認知症の人が徘徊等で行方不明になるケースが増えているため、そのような場合に備えて、事故の未然防止や早期発見ができるように、地域での見守り・支援体制を強化していきます。

【主な実施（予定・検討含む）事業や取組】

事業名等	事業内容等
認知症カフェの設置	認知症になっても住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続できるように、また、その家族の負担軽減を図るため、認知症の人をはじめ地域住民や専門職等の誰もが集うことができる場を増やして、効果的な支援に向けて認知症カフェの設置・運営を推進します。
若年性認知症への支援	若年性認知症の正しい知識の普及啓発により早期発見・早期対応につなげるとともに、その特性に配慮した就労・社会参加等の支援について検討し、また、若年性認知症への理解を普及啓発することにも努めます。
認知症サポーター養成	ボランティア団体等を対象とした講座等を通じて、認知症に対する偏見をなくし、予防啓発に取り組むため、認知症の人とその家族を支える地域の人材育成を目的とし、認知症サポーターを養成します。
認知症ＳＯＳ支援事業	認知症高齢者の徘徊や行方不明などが増加している中で、町社会福祉協議会や民生委員児童委員のほか、警察や金融機関、商店街等と連携を図りながら、認知症の人や家族が地域で安心して暮らせるように、地域での見守り、支援する体制の整備を構築していきます。

④　高齢者虐待の防止と権利擁護

施策の方向

高齢者虐待や消費者被害、老老介護など、高齢者を取り巻く問題や課題は年々増加するとともに、ダブルケアや生活困窮、障害者問題など、世帯単位で課題を抱えている複合的な問題も増加しています。

さらに、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加に加え、認知症状のある人が年々増加しているうえ、振り込め詐欺等の消費者被害や地震等の自然災害、孤独死等の社会問題から、高齢者の自立した生活を守るために、地域で支え合う仕組みづくりも更に進めていく必要があります。

当町としては、町地域包括支援センターや関係機関と連携して、増加する可能性がある高齢者虐待に関する相談・通報等に対応するとともに、虐待防止に向けた普及・啓発活動を進め、虐待の早期発見、迅速な対応・支援のための体制を強化し、成年後見制度の利用の促進を図るなど、権利擁護が必要な高齢者への支援を実施します。

さらに令和５年４月より、当町と五所川原市・つがる市で中核機関「西北五圏域権利擁護センター」を設置しました。中核機関との連携を図り、地域連携ネットワークの構築を進めていきます。また、これまでの弁護士等の専門職のみならず、「市民成年後見人養成」も重要な課題となってきており、県や中核機関構成自治体と連携しながら取り組んでいきます。

【主な実施（予定・検討含む）事業や取組】

事業名等	事業内容等
高齢者虐待防止事業	高齢者の虐待を未然に防止するため、高齢者虐待防止法の趣旨および内容について普及啓発に努めるとともに、介護施設やグループホームには虐待防止委員会の設置を求めます。 また、高齢者虐待防止にはチーム対応することが重要であり、関係機関との連携強化を図りながら、虐待が起きた場合の早期発見・早期解決に努めます。
権利擁護支援事業	高齢者の虐待を防ぐための支援や、認知症の進行等により判断能力を欠く高齢者の日常生活や金銭管理等への助言や支援を行っています。
成年後見制度利用支援事業	判断能力が十分でない人の財産などの権利を守る制度であり、親族等が居ない者への首長申立て審判の請求費用、成年後見人の報酬等必要となる費用を負担することが困難である者に対して助成を行います。
中核機関の設置・市（町）民後見人の養成	令和5年度より広域の相談窓口である中核機関を五所川原市・つがる市と共同で設置。後見業務の適正な実施に向けて連携していきます。また、市（町）民後見人についても、県や中核機関と連携・協力して、養成について検討します。

目標Ⅳ 持続可能な制度づくり・給付適正化の推進

１　介護人材の確保の推進

施策の方向

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるための、「地域包括ケアシステム」構築に必要不可欠の社会基盤である福祉・介護人材の不足が深刻になっています。

国が実施した介護労働実態調査によると、介護事業所職員の離職率は高く、特に、福祉・介護職の離職者の７割以上が勤続年数３年未満という調査結果だったことからも、いわゆる団塊の世代が７５歳以上となる令和７年（２０２５年）、また、団塊ジュニア世代が６５歳以上となる令和２２年（２０４０年）を見据え、介護サービスの安定的な提供体制を構築するために、介護人材の確保及び育成・定着支援について、県と連携していきます。

【主な実施（予定・検討含む）事業や取組】

事業名等	事業内容等
介護人材の確保・育成	離職中の介護福祉士等の有資格者に対して、町の介護保険関連の情報提供など再就職を促す取り組みや、また、介護職員に対しても、介護福祉士等の資格を取得するまでのキャリアアップを支援するなどの取り組みについて、県と連携を図りながら検討します。
介護人材の定着支援	町内の介護サービス事業所で働く職員が、仕事に対する誇りとやり甲斐を持って働き続けることができるように、意欲や能力に応じたキャリアパス制度の導入・運用支援について、県と連携を図りながら検討します。

２　介護給付の適正化の強化

①　適切なサービス確保

施策の方向

支援を必要とする高齢者が、介護保険サービスや高齢者福祉や保健福祉のサービスを安心して利用することができるように、事業者への適切な指導や支援、及びサービスの質確保に向けた取り組みを推進していきます。

指導にあたっては、事業所に赴いて行う実地指導のほか、必要に応じて指導内容の講習等による集団指導を実施し、介護サービス事業者の適正な運営とサービスの質の確保に向けて、効果的な指導に取り組み、重大な違反や請求に関する不正等がある場合には、事実関係を的確に把握したうえで、公正かつ適切な措置をとることを目的に監査を行います。

当町としては、総合事業の開始に伴い、多様なサービスの提供や適正な事業者の指定など、保険者として果たすべき役割が一層大きくなってきていることや、また、平成３０年度から居宅介護支援事業所の指定・指導権限も県から移譲されたことなどを踏まえ、実地指導体制の整備など効率的かつ効果的な指導実施に取り組んでいきます。

さらに、第三者（外部）評価の活用促進や運営推進会議の適切な運営を確保することにより、サービスの質の確保に向けて取り組んでいきます。

【主な実施（予定・検討含む）事業や取組】

事業名等	事業内容等
計画的な指導・監査	各地域密着型事業所に赴いて個別に行う「実地指導」と、必要に応じて事業者を集めて行う「集団指導」を、計画的に行うとともに、違反や不正が疑われる場合には適宜、機動的に「監査」を行い、公正なサービス給付に取り組んでいきます。 また、実地指導についてマニュアル化するなど、効率的・効果的な指導実施にも取り組んでいきます。
苦情・事故等の報告	事業者に対して、苦情や事故についての報告書提出について、報告の周知徹底を継続的に行い、提出の必要性を意識づけていきます。
第三者（外部）による適正な評価	第三者評価の計画的な受審を促し、その後の改善に向けた取り組みについて報告を求め、その内容を公表することにより事業者の主体的なサービス向上の取り組みにつなげていきます。
運営推進会議	地域密着型サービス事業所が自ら設置する運営推進会議について、町と町地域包括支援センターで連携して参加し、透明性の高い、適切な運営を確保できるよう、指導や助言を適宜行うことによって、サービスの質の確保と地域との連携を図っていきます。

②　サービスの適正化等の質向上

施策の方向

介護保険制度への信頼を高め、持続可能な制度とするために、介護を必要とする高齢者を適切に認定し、過不足のない真に必要なサービス提供ができるように、介護給付の適正化を図っていくことが重要となっています。

当町では、国で策定した介護給付適正化計画に関する指針に基づき、県の指導を仰ぎながら、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」の適正化主要５事業について、国民健康保険団体連合会の適正化システムや地域ケア会議等を活用するほか、適正化についての目的や理解を広く事業者やケアマネジャー等と共有し、介護給付適正化の取り組みも進めていきます。

また、点検の際にリハビリテーション専門職を活用する仕組みづくりについても、給付の適正化に向けて検討します。

【主な実施（予定・検討含む）事業や取組】

事業名等	事業内容等
要介護認定の適正化	主要５事業の一つであり、適切に認定審査が行われるように、一次判定への影響が大きい調査項目に重点を置いた認定調査員研修なども検討し、広域連合審査会の審査チェック事例なども情報を共有し、認定調査業務の平準化を図っていきます。
ケアプランの点検	主要５事業の一つであり、町の職員が居宅介護支援事業所のケアマネジャーの作成したケアプラン等を面接等により確認する機会を設け、ケアマネジャーの悩みや躓きを把握し、自立支援に向けた適切なケアプラン作成への支援を行います。
住宅改修・福祉用具等の点検	主要５事業の一つであり、住宅改修申請の際には、請求者宅の実態確認、工事見積書の点検等、福祉用具購入申請の際には、用品の適正確認、用品見積書の点検等を行う必要があります。 その際には、リハビリテーション専門職などの協力を得ることが望ましいため、県等の支援や助言を得て検討します。
縦覧点検・医療情報との突合	主要５事業の一つであり、介護報酬の支払い状況や提供されたサービスの整合性や算定回数・日数等を点検し、また、国保連システムを活用した後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報の突合等を行い、請求内容の適正化を図ります。
介護給付費通知	主要５事業の一つであり、利用者が自ら受けたサービスを改めて確認し、適切なサービス利用を考えられるためや、事業者に適切なサービス提供を啓発するために、事業者の介護報酬請求や費用の給付について利用者等宛てに介護給付費通知を送付します。

目標Ⅴ　地域共生社会の実現

１　支え合う地域社会づくりの推進

施策の方向

高齢化や核家族化が進み、地域のつながりの希薄化が進んでいる今日の社会において、高齢者が地域で自立した生活を送ることができるためには、地域全体による支え合い活動を進める社会づくり、いわゆる「地域共生社会の実現」が重要な課題となっています。

当町としても、保健・医療・福祉分野による地域包括ケアシステムの確立を目指すとともに、社会全体による地域共生社会の実現に向けて取り組んでいきます。

多様な主体が連携して高齢者の在宅生活を支えていくことを進め、町地域包括支援センターや生活支援コーディネーターを中心として、高齢者自身を含めた地域住民やシルバー人材センター、ボランティアやＮＰＯ等との有機的な連携・協働の仕組みづくりについて検討し、高齢者を支え・見守る包括的な支援を検討していく必要があります。

また、共生社会の推進の観点から、一般高齢者は勿論のこと、障害者や子どもたちなども含めた総合的・重層的な支援体制についての検討も必要です。

【主な実施（予定・検討含む）事業や取組】

事業名等	事業内容等
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを中心に、元気な高齢者をはじめ、地域住民やシルバー人材センター、ボランティアやＮＰＯ、民間企業や社会福祉法人等の多様な主体による日常生活上の支援体制の充実・強化を図り、高齢者を支える地域づくりを進めます。
生活支援サポーターの養成	高齢者のみ世帯が増加し、地域のつながりが希薄化しているなかで、世代を超えた支え合いの地域づくりを進めるため、地域の生活支援サービス等の担い手として、生活支援サポーターの養成を図っていきます。

２　青森県型地域共生社会の実現に向けての連携

施策の方向

青森県では、令和７年（２０２５年）の超高齢化時代を見据え、県民の誰もが地域で生まれ、地域で育ち、地域を助け、地域で安心して老後を迎えることができる「青森県型地域共生社会」の実現に向けて取り組んでいます。

県の基本的な考え方としては、保健・医療・福祉包括ケアシステムに、「住まい」、「生活支援」、「交通」、「情報通信」、「セキュリティ」の地域機能を加え、さらに「地域づくり」の視点を踏まえた進化を図ることとしています。

令和２年度から青森県西北地域県民局の指導のもと、町社会福祉協議会を事務局とした「青森県型地域共生社会」西北モデル事業が実施されました。

モデル事業の一環として、町民の皆さまが安心して暮らし続けられる地域づくりを目指し、「鶴田町社会福祉法人等による地域貢献活動連絡協議会」が令和２年７月に設立され、高齢者福祉施設のほか、障害者福祉施設、児童養護施設、保育園等のそれぞれの専門性を活かした、地域課題解決のための協働による地域貢献活動に取り組んできました。

この県モデル事業は令和３年度までの２ヵ年で終了となりましたが、令和４年度からは、会員をこれまでの社会福祉法人のみに限定せず、福祉施設を営む全法人に拡充し、「鶴田町地域貢献推進協議会」と新たな名称の団体に発展しました。

【主な実施（予定・検討含む）事業や取組】

事業名等	事業内容等
町地域貢献推進協議会の支援	町社会福祉協議会を事務局として、高齢者、障害者、児童の福祉分野の垣根を越えて、町内の社会福祉法人や福祉施設を営む団体が連携し「無料の相談窓口」を開設。町民の困り事相談を受け付けし、相談内容に応じて、適切な相談支援機関への案内や橋渡しを行っています。 引き続き地域貢献活動を推進するため、協力連携しバックアップを図ります。

目標Ⅵ 災害や感染症対策への備えの強化

1　災害発生への備えの推進

施策の方向

平成２３年３月に東日本大震災による大きな災害が起きたことを契機に、防災への関心が高まり、要介護や要支援を必要とする人が安心して日常生活を送るための総合的な防災対策を講じるとともに、災害時の救出・救護体制を確立する必要があります。

当町では、地域支え合い事業による地域団体の自主防災組織立ち上げの促進を図るとともに、災害時に備えて以下１４箇所の福祉施設等と福祉避難所の指定や、避難行動要支援者名簿を作成しています。

しかしながら、近年のゲリラ豪雨による水害被害も全国的に発生しており、岩木川と十川の流域に面している当町としては、防災部局との連携を図るとともに、施設や事業所等に対して地震のみならず水害等の被害時における「非常災害対策計画」および「避難確保計画」の策定を促進します。

◎(社)町社会福祉協議会（鶴遊館）　◎(社)町社会福祉協議会 鶴東館
◎(社)共生会 飛翔食房　◎(社)共生会 グループホームはばたけ寮
◎(社)鶴松会 鶴松園　◎桂久会 湖水荘
◎(有)さくらファーム グループホームさきしり　◎(有)ひら岡 グループホームひら岡
◎(有)田中運送 グループホームたなか　◎(有)三浦建設 グループホーム福寿荘
◎(株)大東 グループホーム鶴泊の家　◎NPO 法人 グループホームさくら荘
◎(株)いかり商事 アップル鶴の里　◎(社)町社会福祉協議会 鶴のまどい

【主な実施（予定・検討含む）事業や取組】

事業名等	事業内容等
避難行動要支援者名簿	町では災害時の避難に支援が必要な方の名簿を作成しています。関係機関と情報共有し、災害時に円滑に避難できるように備えています。
福祉避難所	高齢者や障害者などに配慮した福祉避難所について、町では１４箇所を指定しており、災害時における避難生活の不安の解消を推進します。
非常災害対策計画	施設等において策定が求められている非常災害対策計画は、火災だけでなく水害、土砂災害、地震等にも対処するための計画であることが必要となっています。
避難確保計画	水防法改正にともない、市町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設につきましては、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施をすることが義務付けられています。 なお、避難確保計画は、施設で既に定められている非常災害対策計画に必要事項を追記することで可となっています。

２　新型コロナウイルス等感染症への備えの強化

施策の方向

令和２年２月頃からの新型コロナウイルス感染症の流行により、多くの感染者が発生しており、特に、高齢者及び基礎疾患を有する方は、感染した場合に重症化するリスクが高く、仮に感染した場合には、死亡の危険性も他の方に比べて高くなります。

また、新型コロナウイルス感染症に限らず、今後他の感染症が流行する危険性もあり、感染症に対する備えの必要性が高まっています。

高齢者施策を推進する上では、まずは高齢者の安全を守ることを第一とし、必要に応じて活動の自粛要請やイベント等の中止などの対応が必要となります。

一方で、活動等の自粛により、これまで築いてきた地域でのつながりが途切れてしまったり、活動量の減少により身体機能が低下してしまったりと、別の影響も懸念されます。

当町では、感染症に配慮した上での新たな取り組み方を模索し、高齢者の方と地域とのつながりが途切れることなく、安心して地域で生活を送れるような施策を推進します。

また、事業所等とは日頃から連携し、感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の体制の構築等に努めます。さらに、感染症発生時も含めた県や保健所等と連携した支援体制を整備していきます。

第５章

サービス量等の推計

第５章　サービス量等の推計

１　各サービス量の推計

第４章「施策の展開」では、基本目標に対する重点目標を定め、重点目標を達成するための主要施策ごとに、第９期計画期間で展開・検討すべき事業等を整理しています。

本章では、それらの事業等について、介護保険給付、介護予防給付、地域支援事業ごとに、直近５年間について現状を評価しながら、その実績を基にして第９期計画期間における必要なサービス量を具体的な数値に推計し、目標値を設定していきます。

２　介護保険給付

(1)　居宅介護（介護予防）サービス

居宅介護（介護予防）サービスは、要支援状態にあってはできる限りその悪化を防ぎ、また、要介護状態になってもできる限り居宅で能力に応じた自立生活を送ることができるようにすることを目的に提供するサービスです。

居宅介護サービスは要介護者が、介護予防サービスは要支援者が利用できるサービスです。

①　訪問介護（ホームヘルプサービス）

現状の評価

訪問介護（ホームヘルプサービス）は、ホームヘルパーが居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事の介助、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活の世話を行うサービスで、当町では５箇所（従来からの町社会福祉協議会、ヘルパーステーション輝、ヘルパーステーションひかり、タンポポの丘の４事業所に加え、第８期計画期間中にヘルパーステーションたいようが追加）で実施しています。

平成３０年度から従来の介護予防訪問介護相当のサービスは総合事業に移行していますが、訪問介護の利用実績は増加傾向にあります。

【第７・８期計画における実績（直近５年間）】※令和５年度は推計値

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度	令和５年度
予防	利用回数（回・年間）					
	利用者数（人・年間）					
	一人当たり利用回数（回／人）					
介護	利用回数（回・年間）	26,867	26,399	29,664	34,067	35,044
	利用者数（人・年間）	2,035	2,006	2,185	2,302	2,349
	一人当たり利用回数（回／人）	13.2	13.2	13.6	14.8	14.9

目標の設定

医療機能の再編に伴い、病院から在宅への流れが進んでいることに加え、近年は住宅型有料老人ホーム等の開設等も増えていることから、訪問介護の利用は増加を見込んでいます。

【第９期計画における推計】※目標値

区分		令和６年度	令和７年度	令和８年度
予防	利用回数（回・年間）			
	利用者数（人・年間）			
	一人当たり利用回数（回／人）			
介護	利用回数（回・年間）	35,000	35,500	35,580
	利用者数（人・年間）	2,340	2,360	2,365
	一人当たり利用回数（回／人）	15.0	15.0	15.0

②　訪問入浴介護

現状の評価

訪問入浴介護は、居宅に入浴車等で訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行うサービスであり、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るもので、当町では１箇所（町社会福祉協議会）で実施しています。

自力での入浴が困難な者を想定しているサービスのため、これまで介護予防訪問入浴介護の利用実績はなかったものの、令和３・４年は利用がありました。訪問入浴介護の利用実績は増加傾向です。

【第７・８期計画における実績（直近５年間）】※令和５年度は推計値

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度	令和５年度
予防	利用回数（回・年間）	0	0	20	51	0
	利用者数（人・年間）	0	0	6	8	0
	一人当たり利用回数（回／人）	0.0	0.0	3.3	6.4	0.0
介護	利用回数（回・年間）	21	68	70	175	212
	利用者数（人・年間）	7	19	24	50	47
	一人当たり利用回数（回／人）	3.0	3.6	2.9	3.5	4.5

目標の設定

家族介護者による在宅介護の負担軽減を図るためにも、引き続きサービスを必要とする方への利用促進を図っていきます。

今後は、介護予防事業などの取り組みのより一層の推進や充実を図り、訪問入浴介護利用の減少を目指します。

【第９期計画における推計】※目標値

区分		令和６年度	令和７年度	令和８年度
予防	利用回数（回・年間）	0	0	0
	利用者数（人・年間）	0	0	0
	一人当たり利用回数（回／人）	0.0	0.0	0.0
介護	利用回数（回・年間）	215	215	215
	利用者数（人・年間）	48	48	48
	一人当たり利用回数（回／人）	4.5	4.5	4.5

③　訪問看護・介護予防訪問看護

現状の評価

訪問看護・介護予防訪問看護は、看護師等が居宅を訪問して療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービスであり、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すもので、当町では１箇所（町社会福祉協議会訪問看護ステーション）で実施しています。

令和３・４年度減少したものの、在宅医療・介護において必要性が高く、再び増加となっています。

【第７・８期計画における実績（直近５年間）】※令和５年度は推計値

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度	令和５年度
予防	利用回数（回・年間）	87	87	153	66	57
	利用者数（人・年間）	25	17	24	15	19
	一人当たり利用回数（回／人）	3.5	5.1	6.4	4.4	3.0
介護	利用回数（回・年間）	1,554	1,701	1,160	1,093	1,478
	利用者数（人・年間）	150	160	145	163	193
	一人当たり利用回数（回／人）	10.4	10.6	8.0	6.7	7.7

目標の設定

在宅高齢者の増加及び在宅医療と介護連携の推進等から、訪問看護・介護予防訪問看護とも一定数の利用が続くことを見込んでいます。

【第９期計画における推計】※目標値

区分		令和６年度	令和７年度	令和８年度
予防	利用回数（回・年間）	57	57	57
	利用者数（人・年間）	12	12	12
	一人当たり利用回数（回／人）	4.8	4.8	4.8
介護	利用回数（回・年間）	1,343	1,362	1,362
	利用者数（人・年間）	168	168	168
	一人当たり利用回数（回／人）	8.0	8.1	8.1

④　訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

現状と評価

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションは、理学療法士（ＰＴ）や作業療法士（ＯＴ）等が居宅を訪問して、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うサービスであり、心身機能の維持回復を図るもので、当町では１箇所（湖水荘）で訪問リハビリテーションを実施しています。

介護予防においてリハビリは重要視されており、増加傾向となっています。介護でも医療との連携の推進により、必要性はありますが減少傾向です。

【第７・８期計画における実績（直近５年間）】※令和５年度は推計値

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度	令和５年度
予防	利用回数（回・年間）	91	71	120	142	155
	利用者数（人・年間）	26	20	32	36	43
	一人当たり利用回数（回／人）	3.5	3.6	3.8	3.9	3.6
介護	利用回数（回・年間）	309	245	228	206	138
	利用者数（人・年間）	48	41	44	46	35
	一人当たり利用回数（回／人）	6.4	6.0	5.2	4.5	3.9

目標の設定

在宅高齢者の増加及び在宅医療と介護連携の推進、介護予防の観点等から、介護予防訪問リハビリテーションは増加を見込みます。介護訪問リハビリテーションは減少傾向のため、今後も減少を見込んでいます。

【第９期計画における推計】※目標値

区分		令和６年度	令和７年度	令和８年度
予防	利用回数（回・年間）	78	78	78
	利用者数（人・年間）	25	25	25
	一人当たり利用回数（回／人）	3.1	3.1	3.1
介護	利用回数（回・年間）	82	80	79
	利用者数（人・年間）	36	36	36
	一人当たり利用回数（回／人）	2.3	2.2	2.2

⑤　居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

現状と評価

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問して、心身の状況と環境等を把握し、療養上の管理指導を行うサービスであり、療養生活の質の向上を図るものです。

当町では、居宅療養管理指導は坂本歯科クリニックのみで、それ以外は町外のサービス利用となっています。包括ケアの推進において、在宅療養や介護予防・重症化予防の観点から、療養管理指導は重要であり、適宜活用することが必要です。

平成３０年度から、徐々に増加傾向にあります。

【第７・８期計画における実績（直近５年間）】※令和５年度は推計値

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度	令和５年度
予防	利用回数（回・年間）	23	1	4	14	33
	利用者数（人・年間）	18	1	2	8	23
	一人当たり利用回数（回／人）	1.3	1.0	2.0	1.8	1.4
介護	利用回数（回・年間）	179	212	239	260	229
	利用者数（人・年間）	100	125	133	162	120
	一人当たり利用回数（回／人）	1.8	1.7	1.8	1.6	1.9

目標の設定

在宅高齢者の増加及び在宅医療と介護連携の推進、また、認知症支援事業の推進等から、居宅療養管理指導・介護予防居宅管理指導とも利用は増加を見込んでいます。

【第９期計画における推計】※目標値

区分		令和６年度	令和７年度	令和８年度
予防	利用回数（回・年間）	36	36	36
	利用者数（人・年間）	24	24	24
	一人当たり利用回数（回／人）	1.5	1.5	1.5
介護	利用回数（回・年間）	173	173	173
	利用者数（人・年間）	96	96	96
	一人当たり利用回数（回／人）	1.8	1.8	1.8

⑥　通所介護（デイサービス）

現状と評価

通所介護（デイサービス）は、送迎によりデイサービスセンター等に通い、入浴・排せつ・食事等の介助、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等の日常の世話と機能訓練を行うサービスであり、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。

当町では、４箇所（町社会福祉協議会、鶴松園、湖水荘デイサービス、アップル鶴の里）でデイサービスを実施しています。平成３０年度から従来の介護予防通所介護相当のサービスは総合事業に移行しました。

在宅高齢者の増加により、通所介護は増加傾向です。

【第７・８期計画における実績（直近５年間）】※令和５年度は推計値

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度	令和５年度
予防	利用回数（回・年間）					
	利用者数（人・年間）					
	一人当たり利用回数（回／人）					
介護	利用回数（回・年間）	19,310	18,309	18,878	19,721	19,986
	利用者数（人・年間）	2,360	2,207	2,359	2,522	2,490
	一人当たり利用回数（回／人）	8.2	8.3	8.0	7.8	8.0

目標の設定

今後も、介護予防事業などの取り組みの推進や充実をより一層図り、デイサービス利用の減少を目指します。

【第９期計画における推計】※目標値

区分		令和６年度	令和７年度	令和８年度
予防	利用回数（回・年間）			
	利用者数（人・年間）			
	一人当たり利用回数（回／人）			
介護	利用回数（回・年間）	19,395	19,667	19,821
	利用者数（人・年間）	2,352	2,376	2,376
	一人当たり利用回数（回／人）	8.2	8.3	8.3

⑦　通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

現状と評価

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）は、送迎により介護老人保健施設、病院等に通い、理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを行うサービスであり、心身の機能の維持回復を図るもので、当町では１箇所（湖水荘）でデイケアを実施しています。

年度によって増減はあるものの、利用状況はほぼ横ばいとなっています。

【第７・８期計画における実績（直近５年間）】※令和５年度は推計値

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度	令和５年度
予防	利用回数（回・年間）	485	490	481	352	380
	利用者数（人・年間）	65	77	79	68	81
	一人当たり利用回数（回／人）	7.5	6.4	6.1	5.2	4.7
介護	利用回数（回・年間）	1,866	1,508	1,242	1,483	1,754
	利用者数（人・年間）	261	227	184	210	238
	一人当たり利用回数（回／人）	7.1	6.6	6.8	7.1	7.4

目標の設定

在宅高齢者の増加及び在宅医療と介護連携の推進等から、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションとも利用は増加を見込んでいます。

【第９期計画における推計】※目標値

区分		令和６年度	令和７年度	令和８年度
予防	利用回数（回・年間）	380	380	380
	利用者数（人・年間）	63	63	63
	一人当たり利用回数（回／人）	6.0	6.0	6.0
介護	利用回数（回・年間）	1,750	1,750	1,750
	利用者数（人・年間）	232	232	232
	一人当たり利用回数（回／人）	7.5	7.5	7.5

⑧　短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

現状と評価

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）は、家族の疾病、冠婚葬祭、出産、事故等、または家族の負担軽減を図るため、在宅での日常生活に支障がある高齢者を一時的に特別養護老人ホーム等に短期間入所させ、入浴・排せつ・食事の介助、その他日常生活上の世話と機能訓練を行うサービスです。利用者の心身の機能の維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るもので、当町では２箇所（鶴のまどい、鶴松園）でショートステイを実施しています。

在宅での生活を望む高齢者とその家族にとって有効なサービスであるため、農繁期や緊急時等も含め、利用希望に添いながらサービス展開していくことが重要です。

年度によって増減はあるものの、介護予防短期入所生活介護は令和２年度から令和４年度にかけてサービス利用が極端に少なくなっています。要因としては新型コロナウイルス感染症の影響も一因と考えられます。

【第７・８期計画における実績（直近５年間）】※令和５年度は推計値

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度	令和５年度
予防	利用回数（回・年間）	227	14	31	11	115
	利用者数（人・年間）	11	3	5	2	19
	一人当たり利用回数（回／人）	20.6	4.7	6.2	5.5	6.1
介護	利用回数（回・年間）	5,162	4,885	6,075	6,367	6,209
	利用者数（人・年間）	450	369	398	393	351
	一人当たり利用回数（回／人）	11.5	13.2	15.3	16.2	17.7

目標の設定

今後も、介護予防事業の取り組みのより一層の推進や充実を図り、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活ともに現状に比較して利用減少を目指します。

今後、ショートステイ長期利用者が施設入所に移行できるよう、考慮することも必要となります。

【第９期計画における推計】※目標値

区分		令和６年度	令和７年度	令和８年度
予防	利用回数（回・年間）	115	115	115
	利用者数（人・年間）	19	19	19
	一人当たり利用回数（回／人）	6.1	6.1	6.1
介護	利用回数（回・年間）	6,200	6,200	6,200
	利用者数（人・年間）	412	412	412
	一人当たり利用回数（回／人）	15.0	15.0	15.0

⑨　短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

現状と評価

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）は、介護老人保健施設等に短期間入所させ、看護・医学的な管理のもとで介護・機能訓練その他必要な医療と日常生活上の世話を行うサービスです。当町では１箇所（湖水荘）で医療型ショートステイを実施しています。

年度によって増減はあるものの、令和２年度以降はサービス利用が極端に少なくなっています。要因としては新型コロナウイルス感染症の影響も一因と考えられます。

【第７・８期計画における実績（直近５年間）】※令和５年度は推計値

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度	令和５年度
予防	利用回数（回・年間）	5	0	0	0	0
	利用者数（人・年間）	2	0	0	0	0
	一人当たり利用回数（回／人）	2.5	0.0	0.0	0.0	0.0
介護	利用回数（回・年間）	188	47	19	34	8
	利用者数（人・年間）	23	5	2	7	8
	一人当たり利用回数（回／人）	8.2	9.4	9.5	4.9	1.0

目標の設定

令和２年度で極端に減少したものの、サービス利用が全体的にコロナウイルス流行以前にもどりつつあること、在宅高齢者の増加から、今後は再び利用の増加を見込んでいます。

【第９期計画における推計】※目標値

区分		令和６年度	令和７年度	令和８年度
予防	利用回数（回・年間）	0	0	0
	利用者数（人・年間）	0	0	0
	一人当たり利用回数（回／人）	0.0	0.0	0.0
介護	利用回数（回・年間）	39	78	118
	利用者数（人・年間）	12	24	36
	一人当たり利用回数（回／人）	3.3	3.3	3.3

⑩　特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

現状と評価

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）に入居している要介護者等について、施設の介護支援専門員等が作成する特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介助、その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うサービスです。特定施設において、能力に応じて自立した生活をできるように、心身機能の維持回復、生活機能の維持向上を目指すものです。

当町には、有料老人ホームが７箇所（従来のいとさん家、スガノさん家、誉、かくしょう園フリー棟、ヒカリホームつるた、たんちょう鶴に加え、第８期計画期間中にひまわりが追加）設置されています。

利用実績は年度によって増減が見受けられます。

【第７・８期計画における実績（直近５年間）】※令和５年度は推計値

利用者数（人・年間）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度	令和５年度
予防	0	0	0	0	0
介護	17	19	12	1	0

目標の設定

年度によって増減はあるものの、ほぼ現状維持の水準を見込んでいます。

【第９期計画における推計】※目標値

利用者数（人・年間）

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
予防	0	0	0
介護	13	13	13

⑪　福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

現状と評価

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与は、利用者の心身の状況や希望・環境を踏まえ、適切な福祉用具（車いす、特殊寝台、歩行器等）の選定の援助・取り付け・調整等を行い貸与するサービスであり、日常生活上の便宜を図り機能訓練に資するとともに、介護者の負担軽減を図るものです。

利用実績は在宅高齢者の増加に伴い、近年は徐々に増加傾向にあります。

【第７・８期計画における実績（直近５年間）】※令和５年度は推計値

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度	令和５年度
予防	570	531	545	581	570
介護	2,045	2,091	2,316	2,638	2,723

目標の設定

在宅高齢者の増加等から、福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与とも利用は増加を見込んでいます。

【第９期計画における推計】※目標値

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
予防	570	570	570
介護	2,725	2,725	2,725

⑫　特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

現状と評価

特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入は、心身の状況や希望・環境を踏まえ、入浴または排せつの用に供する適切な特定福祉用具（腰掛便座等）の選定の援助・取り付け・調整等を行い購入するサービスであり、日常生活上の便宜を図り機能訓練を資するとともに、購入費の８～９割相当額が償還払いで支給され、介護者の負担軽減を図ります。

年度によって利用実績に増減はあるものの、全体的には減少傾向にあります。

【第７・８期計画における実績（直近５年間）】※令和５年度は推計値

利用者数（人・年間）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度	令和５年度
予防	5	2	8	7	0
介護	32	16	24	19	18

目標の設定

在宅高齢者の増加等から、要介護者における特定福祉用具購入の利用は増加を見込んでいます。

【第９期計画における推計】※目標値

利用者数（人・年間）

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
予防	12	12	12
介護	20	20	20

⑬　住宅改修・介護予防住宅改修

現状と評価

住宅改修・介護予防住宅改修は、手すりの取り付けや床段差解消等の一定の住宅改修を実際に居住する住宅について行ったとき、実際の改修費の８～９割相当額を償還払いで支給することにより、在宅の介護を支援するサービスです。

年度によって利用実績に利用実績の変動はあるものの、介護予防住宅改修は横ばい、住宅改修は減少傾向にあります。

【第７・８期計画における実績（直近５年間）】※令和５年度は推計値

利用者数（人・年間）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度	令和５年度
予防	8	7	8	9	10
介護	30	11	10	8	13

目標の設定

在宅高齢者の増加等から、住宅改修は増加。一方介護予防住宅改修は現状程度の利用を見込んでいます。

【第９期計画における推計】※目標値

利用者数（人・年間）

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
予防	9	9	9
介護	31	31	31

⑭　居宅介護支援・介護予防支援

現状と評価

居宅介護支援は要介護者が、介護予防支援は要支援者が、居宅介護（介護予防）サービスや地域密着型（介護予防）サービス、居宅で日常生活を営むためや介護予防に資する保健医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、置かれた環境、本人・家族等の希望を踏まえ、居宅サービス計画（ケアプラン）あるいは予防サービス計画（予防ケアプラン）を作成し、これらが確実に提供されるようなサービス提供機関等との連絡調整を行い、また、介護保険施設等への入所が必要な場合は紹介等を行うサービスです。

当町では、介護ケアプランの作成は現在４箇所（町社会福祉協議会、鶴松園、湖水荘、アップル鶴の里）が実施しています。予防ケアプランの作成は主に町地域包括支援センターで実施しています。

予防・介護プラン作成ともに利用件数は増加しています。

【第７・８期計画における実績（直近５年間）】※令和５年度は推計値

利用者数（人・年間）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度	令和５年度
予防	639	595	611	632	653
介護	3,879	3,809	4,202	4,387	4,503

目標の設定

居宅介護支援・介護予防支援とも増加を見込んでいます。

【第９期計画における推計】※目標値

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
予防	650	650	650
介護	4,500	4,500	4,500

(2)　地域密着型サービス

地域密着型サービスは、高齢者ができる限り住み慣れた地域や自宅で生活を継続できるようにすることを目的に提供するサービスで、当町では３種類のサービスを実施しています。

①　認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

現状と評価

グループホームは、認知症の状態にある方が、共同生活を営むべき住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで入浴・排せつ・食事等の介助、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。

当町では、８箇所（鶴松園、ひら岡、さくら荘、福寿荘、さきしり、たなか、鶴泊の家、アップル鶴の里）１２６床で実施しており、現在はほぼ満床となっています。

【第７・８期計画における実績（直近５年間）】※令和５年度は推計値

利用者数（人・年間）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度	令和５年度
予防	14	26	20	0	9
介護	1,486	1,516	1,509	1,504	1,515

目標の設定

グループホームの入居要件が原則的に要介護１以上、また現状で満床状態です。認知症高齢者の増加を見込み、要支援者では増加、要介護者は現状維持の水準を見込んでいます。

【第９期計画における推計】※目標値

利用者数（人・年間）

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
予防	29	29	29
介護	1,510	1,510	1,510

②　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域特養）

現状と評価

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員２９人以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者について、入浴・排せつ・食事等の介助、相談と援助、社会生活上の便宜の供与などの日常生活上の世話、機能訓練、健康管理と療養上の世話を行うサービスです。

当町では、１箇所（鶴のまどい）２９床で実施しており、現在はほぼ満床となっています。

【第７・８期計画における実績（直近５年間）】※令和５年度は推計値

利用者数（人・年間）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度	令和５年度
予防					
介護	354	348	354	347	345

目標の設定

特別養護老人ホームの入居要件が原則的に要介護３以上、また現状では満床状態であることから、現状維持の水準を見込んでいます。

【第９期計画における推計】※目標値

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
予防			
介護	353	353	353

③　地域密着型通所介護（地域デイ）

現状と評価

地域密着型通所介護は、定員１８人以下の少人数で生活圏域に密着したサービスとして、小規模な事業所が平成２８年度より通所介護から地域密着型サービスに移行しています。

当町では、２箇所（鶴東館、また明日）で実施しています。

【第７・８期計画における実績（直近５年間）】※令和５年度は推計値

利用者数（人・年間）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度	令和５年度
予防	0				
介護	542	609	598	522	640

目標の設定

在宅高齢者が増加していることから、通所介護の利用は現状維持を見込んでいます。

【第９期計画における推計】※目標値

利用者数（人・年間）

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
予防			
介護	595	595	583

(3)　施設サービス

在宅で介護を受けることが困難な要介護者を対象に、それぞれの機能や対象者に応じた施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）に入所（入院）させて、施設サービス計画に基づいたサービスを提供します。

①　介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設（入所定員３０人以上の特別養護老人ホーム）では、身体上・精神上著しい疾患があるため常時介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護者を対象として、施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介助等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

当町では、鶴松園が介護老人福祉施設となっています。

②　介護老人保健施設（老人保健施設）

介護老人保健施設（老人保健施設）では、症状が安定期にある要介護者を対象として、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行い、在宅への生活への復帰を目指してサービスが提供されます。

当町では、湖水荘が介護老人保健施設となっています。

③　介護療養型医療施設（介護療養病床）

介護療養型医療施設（介護療養病床）では、病状が安定し、入院治療が必要でなくなった高齢者が在宅に戻ることができるように、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行います。

また、医師は、医学的に入院の必要性がないと判断した場合には退院を指示し、本人や家族に適切な指導を行うとともに、退院後の主治医や居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めます。

医療構想の再編計画に伴い、令和７年度までに「介護医療院」へ転換されます。

④　介護医療院

制度改正により平成３０年度から新設されたサービスで、長期的・恒常的にわたり療養が必要である高齢者を対象として、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護および機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行います。

医療構想の再編計画に伴い、介護療養型医療施設からの転換が進められています。

現状と評価

当町では、特別養護老人ホーム（広域型）が１箇所（鶴松園）、老人保健施設が１箇所（湖水荘）ありますが、近隣も含めてほぼ満床であり、待機者がいる状況となっています。入所を待つ間に長期で短期入所の利用をしている方もいます。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所要件は見直されており、現在はやむを得ない特別な事情がある場合を除いて、原則として要介護３以上の方とされています。

入院機能をもつ病院が当町にはないため、介護療養型医療施設と介護医療院の利用は、近隣自治体の療養病床機能をもつ病院・診療所にて提供されています。

【第７・８期計画における実績（直近５年間）】※令和５年度は推計値

利用者数（人・年間）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度	令和５年度
介護老人福祉施設	669	612	631	602	618
介護老人保健施設	763	759	740	612	629
介護療養型医療施設	195	181	64	0	10
介護医療院	21	12	223	230	235

目標の設定

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については、ショートステイ長期利用者が施設入所に移行できるよう、７床の増床を見込みます。

介護療養型医療施設が、令和７年度には完全に介護医療院に転換されることに伴い、他の施設利用が増えるものと見込んでいます。

【第９期計画における推計】※目標値

利用者数（人・年間）

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
介護老人福祉施設	718	718	718
介護老人保健施設	646	646	646
介護療養型医療施設	0	0	0
介護医療院	238	238	238

3　介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

(1)　介護予防・生活支援サービス

平成２７年の介護保険法改正により、要支援１・２相当の者を対象にした新しい介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が制度化され事業実施しています。

総合事業の特徴は、これまで認定調査と医師意見書、審査会判定と概ね１～２ヵ月を経る必要があった介護予防給付サービスと異なり、簡易なチェックリスト等による審査で事業対象と判定を受けると、迅速にサービスを利用することができる点にあります。

総合事業は、チェックリスト等による事業対象者が、訪問や通所を含めて日常生活上の支援を受けることができる「介護予防・生活支援サービス事業」と、６５歳以上の高齢者であれば誰もが気軽に受けることができる「一般介護予防事業」とに分けられます。

①　訪問型サービス

現状と評価

当町では、総合事業における訪問型サービスを実施しており、チェックリストで要支援１の９５％以上に該当した事業対象者に対して、従前の介護予防訪問介護相当の訪問型サービスを週１回、要支援２の９５％以上に該当した事業対象者に対して、従前の介護予防訪問介護相当の訪問型サービスを週２回提供します。

【第７・８期計画における実績（直近５年間）】※令和５年度は推計値

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度	令和５年度
利用回数（回・年間）		2,073	1,964	1,679	1,441
利用者数（人・年間）		433	447	391	330
一人当たり利用回数（回／人）		4.8	4.4	4.3	4.4

目標の設定

在宅高齢者の増加等から、訪問型サービスの利用は、徐々に増加を見込んでいます。

また、必要性などを勘案しながら、サービス内容や従事者要件を緩和し家事援助等を提供する「訪問型サービスＡ」、住民ボランティア等を主体としてゴミ出し等軽微なサービスを提供する「訪問型サービスＢ」などについても検討します。

【第９期計画における見込】※目標値

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用回数（回・年間）	1,877	1,877	1,877
利用者数（人・年間）	417	417	417
一人当たり利用回数（回／人）	4.5	4.5	4.5

②　通所型サービス

現状と評価

当町では、総合事業における通所型サービスとして、チェックリストで要支援１の９５％以上に該当した事業対象者に対して、従前の介護予防通所介護相当の通所型サービスを週１回、要支援２の９５％以上に該当した事業対象者に対して、従前の介護予防通所介護相当の通所型サービスを週２回提供します。

【第７・８期計画における実績（直近５年間）】※令和５年度は推計値

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度	令和５年度
利用回数（回・年間）		8,490	7,771	7,522	7,603
利用者数（人・年間）		1,414	1,396	1,277	1,201
一人当たり利用回数（回／人）		6.0	5.6	5.9	6.3

目標の設定

在宅高齢者の増加等から、通所型サービスの利用は、徐々に増加を見込んでいます。

また、必要性が生じた際には、訪問型サービス同様にサービス内容や従事者要件を緩和した「通所型サービスＡ」、住民ボランティア等を主体として運動や交流活動を提供する「通所型サービスＢ」についても検討します。

【第９期計画における推計】※目標値

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用回数（回・年間）	8,166	8,166	8,166
利用者数（人・年間）	1,384	1,384	1,384
一人当たり利用回数（回／人）	5.9	5.9	5.9

③　生活支援サービス

現状と評価

平成３０年４月から、総合事業対象者や要支援者を対象に、町社会福祉協議会と委託契約を締結して、低廉なサービス単価で軽微な生活援助サービス（買い物や調理、ゴミ出し等）を提供開始しています。

徐々に利用は増えています。

【第７・８期計画における実績（直近５年間）】※令和５年度は推計値

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度	令和５年度
利用回数（回・年間）			13	39	84
利用者数（人・年間）			5	16	14
一人当たり利用回数（回／人）			2.6	2.4	6.0

目標の設定

町地域包括支援センターと連携強化して、軽微な生活支援サービス担い手となるサポーターの養成に取り組むとともに、サポーターがサービス提供しやすい体制づくりを推進します。また、利用しやすい制度となるように検討し、第９期計画期間内に生活支援サービスの利用を推奨していきます。

【第９期計画における推計】※目標値

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用回数（回・年間）	162	162	162
利用者数（人・年間）	36	36	36
一人当たり利用回数（回／人）	4.5	4.5	4.5

④　介護予防ケアマネジメント

現状と評価

平成２９年度からの総合事業開始に基づき、地域包括支援センターによる、介護予防が必要な要支援認定者一人ひとりに応じたアセスメント（介護予防ケアマネジメント）が行われ、適切な予防事業を勧めて、高齢者の自立保持につなげています。

【第７・８期計画における実績（直近５年間）】※令和５年度は推計値

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度	令和５年度
利用者数（人・年間）		1,207	1,251	1,119	977

目標の設定

在宅高齢者の増加等から、介護予防ケアマネジメントの利用は現状水準より増加を見込んでいます。

【第９期計画における推計】※目標値

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用者数（人・年間）	1,300	1,300	1,300

(2)　一般介護予防事業

当町では、町が主体となって実施している「健康体操教室」に加えて、町社会福祉協議会や町地域包括支援センターとも連携しながら、６５歳以上の高齢者が、要介護状態になることなく、心身の健康維持に努めることができるように、自治体が地域の実情に応じて創意工夫をし、健康づくりや、生きがいづくり、地域交流や余暇活動等といった「各種介護予防事業」に取り組んでいます。

①　健康体操教室（つるりん体操）

現状と評価

町が実施主体となって、保健福祉センター鶴遊館にて週２回、健康体操教室指導員の指導のもと、町オリジナルで作成した健康体操（つるりん体操）の教室を開催しています。

座ったままでも行うことができる体操メニューもあり、誰でも気軽に参加できる健康体操教室を通して、高齢者同士の交流、とじこもり防止、身体機能の維持向上等に取り組んできましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和２年度は事業の開催を縮小して実施しています。

【第７・８期計画における実績（直近５年間）】※令和５年度は推計値

（延べ人数・年間）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度	令和５年度
健康体操教室（つるりん体操）	2,331	446	206	317	415

目標の設定

目標としては、徐々に参加者の増加を目指します。

【第９期計画における推計】※目標値

（延べ人数・年間）

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
健康体操教室（つるりん体操）	480	720	960

②　Cocorira倶楽部（健康体操・ヨーガ・フラダンス）

現状と評価

保健福祉センター鶴遊館にて、専門の講師の指導のもと、介護予防メニューとして健康体操（ココリラ体操）・ヨーガ・フラダンス・笑いヨガを行い、高齢者が心身の健康づくりに気軽に取り組むことができる場所として、「Cocorira倶楽部」を平成２８年１１月に開設し、各メニューとも月２回ずつ実施してきました。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和２年度は事業の開催を縮小して実施しています。令和５年度からは月２回に戻っています。

なお、「笑いヨガ」に関しては、講師の都合もあり、廃止となりました。

【第７・８期計画における実績（直近５年間）】※令和５年度は推計値

（延べ人数・年間）

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度	令和５年度
Cocorira倶楽部	ココリラ体操	581	160	149	309	462
	ヨーガ	424	118	164	301	525
	笑いヨガ	138	16			
	青竹ビクス	155	中止	52		
	フラダンス	321	103	84	153	210

目標の設定

Cocorira倶楽部の各メニューとも、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に十分取り組みつつ実施していきます。

目標としては、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける以前の水準に回復し、要介護状態に移行する人をできる限り少なくすることを目指します。

【第９期計画における推計】※目標値

（延べ人数・年間）

区分		令和６年度	令和７年度	令和８年度
Cocorira倶楽部	ココリラ体操	600	650	700
	ヨーガ	600	650	700
	笑いヨガ　※廃止	0	0	0
	青竹ビクス　※廃止	0	0	0
	フラダンス	240	260	280

③　ほっこりサロン・地区サロン

現状と評価

保健福祉センター鶴遊館にて、サポーター（ボランティア）主導のもと、高齢者等がコーヒーやお茶を飲みながら会話を楽しみ、簡単な介護予防メニューを行いながら気軽に集える場所として、「ほっこりサロン」を平成２９年２月に開設してから週２回開催し、高齢者同士の交流、とじこもり防止、生活機能の維持向上等に取り組んできましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和２年度からは事業中止しています。

また、各地域におけるサポーターを養成し、各地域に根ざした高齢者の交流の場として、「地区サロン」も平成２９年４月から開設していますが、こちらも「ほっこりサロン」同様に令和２年度は事業開催を中止していましたが、令和５年度からは再開しています。

【第７・８期計画における実績（直近５年間）】※令和５年度は推計値

（延べ人数・年間）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度	令和５年度
ほっこりサロン	1,887	中止	中止	中止	中止
地区サロン	276	中止	25	0	56

目標の設定

ほっこりサロン、地区サロンの利用者とも、新型コロナウイルス感染症の影響を受けやすい事業であるため、事業実施も感染の状況等を見極めながら、令和８年度頃までに現状水準程度への回復を見込んでいます。

【第９期計画における推計】※目標値

（延べ人数・年間）

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
ほっこりサロン	1,500	1,600	1,700
地区サロン	150	170	200

④　生きがい等活動

現状と評価

令和元年度から、介護予防事業における生きがい等活動のため、介護実習ハウスを「スマイルハウス」と称し、書道や手芸、編み物など好きなことをして過ごす場として、毎週開放し実施してきました。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和２年度以降は活動中止や回数の縮小があり、全体的な利用者は減少しています。

感染症予防を考慮し、広い会場に活動場所を移して開始した「ボッチャクラブ」と「書道クラブ」は参加者が増加しています。

また保健福祉センター鶴遊館にて、高齢者が余暇活動を通して交流する場として平成２８年８月「ゴニンカンクラブ」、平成２９年４月に「カラオケクラブ」を開設。それぞれ隔週１回実施してきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和２年度から開催を中止しています。「ゴニンカンクラブ」は感染が落ち着いてきた令和５年度より再開しています。

【第７・８期計画における実績（直近５年間）】※令和５年度は推計値

（延べ人数・年間）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度	令和５年度
スマイルハウス	611	中止	中止	中止	中止
書道クラブ				90	310
ボッチャクラブ			78	195	432
ゴニンカンクラブ	585	中止	中止	中止	200
カラオケクラブ	1,311	中止	中止	中止	中止

目標の設定

全事業ともに新型コロナウイルス感染症等の感染予防対策に十分取り組みつつ実施していきます。なお、カラオケラオケクラブの再開時期については引き続き検討していきます。

目標としては新型コロナウイルス感染症の影響を受ける以前の水準への回復を目指します。

また、男性の参加促進に向けて「ボッチャクラブ」を継続。新たに「モルッククラブ」も創設し、活動にバリエーションを持たせ、飽きずに参加してもらえるようにしていきます。

【第９期計画における推計】※目標値

（延べ人数・年間）

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
スマイルハウス	240	360	480
書道クラブ	310	330	360
ボッチャクラブ	220	230	240
ゴニンカンクラブ	300	350	400
カラオケクラブ	480	720	960
モルッククラブ　※新規	220	230	240

⑤　ノルディック・ウォーク

現状と評価

介護予防事業の一環として、青森県ノルディック連盟の指導のもと、平成２７年９月から月２回、専用のポールを使用して歩く「ノルディック・ウォーク」を実施し、高齢者の健康増進に取り組んできましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和２年度は事業開催を縮小して実施しています。

【第７・８期計画における実績（直近５年間）】※令和５年度は推計値

（延べ人数・年間）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度	令和５年度
ノルディック・ウォーク	75	61	91	140	363

目標の設定

新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に十分取り組みつつ実施していきます。

ノルディック・ウォークの利用は、これまで減少傾向でしたが、令和３年度からは増加に転じており、さらなる増加を見込んでいます。

【第９期計画における推計】※目標値

（延べ人数・年間）

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
ノルディック・ウォーク	370	370	370

⑥　町内巡回送迎・移動支援（スマイル号）

現状と評価

当町では、保健福祉センター「鶴遊館」で数多くの介護予防事業や健康づくりの増進に取り組んでいますが、鶴遊館に足を運ぶことが困難な高齢者や、移動手段に乏しく地域から孤立しがちな高齢者への支援事業として、鶴遊館送迎車「スマイル号」の運行を開始し、午前・午後に各２回送迎し、町の中心商店街にも停車するため、介護予防のほか買い物支援の役割も担っており、高齢者が抱える生活能力におけるリスク減少にも繋がるものとして期待しています。

運行開始以来、スマイル号の利用は増加していますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和３・４年度は介護予防事業の開催中止・縮小が余儀なくされたため、運行日数も少なく利用者は減少しています。

【第７・８期計画における実績（直近５年間）】※令和５年度は推計値

（延べ人数・年間）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度	令和５年度
スマイル号	7,775	1,910	887	956	4,332

目標の設定

介護予防事業については、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に十分取り組みつつ実施することとし、スマイル号も併せて運行していきます。

目標としては、介護予防事業が再開していることを勘案し、令和８年度までに新型コロナウイルス感染症の影響を受ける以前の水準以上への回復を目指します。

【第９期計画における推計】※目標値

（延べ人数・年間）

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
スマイル号	4,800	5,500	6,000

4　包括的支援事業・任意事業

(1)　包括的支援事業（社会保障充実分含む）

①　地域包括支援センターの運営

現状と評価

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を目的とし、地域支援事業を推進する中核拠点であり、当町では、町社会福祉協議会内に地域包括支援センターを設置しています。

社会福祉士、看護師、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）の３職種の人材を確保し、介護予防に重点を置き、要支援者や新総合事業対象者、その家族等を含め、一人ひとりにあった個別のマネジメント等を進めます。

運営するにあたっては、地域包括支援センター運営協議会の機能を含めた「地域包括ケア推進会議」のなかで検討し、中立・公平な運営を行います。

当町では、町社会福祉協議会に事業委託し、社協内に１ヵ所の設置により、町内全域をカバーしています。

町地域包括支援センターでは、前述の「予防プラン作成」や「介護予防ケアマネジメント」のほか、高齢者の様々な相談に応じる「総合相談」を実施しています。

【第７・８期計画における実績（直近５年間）】※令和５年度は推計値

（延べ件数・年間）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度	令和５年度
総合相談	238	224	200	248	250
予防プラン等作成	1,714	1,793	1,815	1,695	1,800

目標の設定

町地域包括支援センターおよび町社会福祉協議会との、定期的な打合せ（地域包括ケア検討会議）を行って連携を深めるとともに、地域包括ケアシステムや地域共生社会の構築への中核を担って、各関係機関との相互支援の体制づくりを推進します。

【第９期計画における推計】※目標値

（延べ件数・年間）

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
総合相談	320	320	320
予防プラン等作成	1,900	1,900	1,900

②　生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター）

現状と評価

地域の支え合いの推進役として、地域資源の開発、ネットワーク化、地域ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を担当する「生活支援コーディネーター」を町では町社会福祉協議会に２名配置しています。

【第７・８期計画における実績（直近５年間）】

（配置人数）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度	令和５年度
生活支援コーディネーター	2	2	2	2	2

目標の設定

引き続き、生活支援コーディネーターを現状と同様に配置し、地域包括ケアシステムの構築、地域共生社会づくりへの一躍を担えるように、連携強化を図ります。

【第９期計画における推計】※目標値

（配置人数）

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
生活支援コーディネーター	2	2	2

③　在宅医療・介護連携事業

現状と評価

圏域内では、平成２９年度より入退院調整ルールの運用が始まり、ケアマネ等へのアンケート調査（五所川原保健所実施）によると、被保険者が入退院する際の医療側と介護側の連携は浸透していることが見受けられます。

また、当町はじめ西北五圏域内の医療側と介護側の情報を網羅することを目的に、青森県立中央病院緩和ケアセンターが令和元年度から発行している「在宅緩和ケアマップ（西北五版）」の更新作業に協力連携し、また、管内施設・事業所への周知浸透を図っています。

一方、在宅高齢者の通院や救急搬送時に必要な情報をまとめた情報共有ツール「ひまわりカード」を作成し、令和５年度より運用しています。

【第７・８期計画における実績（直近５年間）】※令和５年度は推計値

（パーセント）

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度	令和５年度
入退院調整ルール	活用率	88.9	不明	100.0	100.0	100.0
	遵守状況	100.0	不明	100.0	100.0	100.0

（掲載者数）

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度	令和５年度
在宅緩和ケアマップ掲載事業者数	特養	1	2	2	2	2
	老健	1	1	1	1	1
	GH	4	4	4	4	4
	有料	3	4	4	4	4
	訪看	0	1	1	1	1
	医院	0	2	2	2	2
	歯科	0	1	1	2	2
	薬局	0	3	3	3	3

目標の設定

当町では、引き続き入退院調整ルールの周知浸透と、在宅緩和ケアマップへの掲載協力を管内施設・事業所に推奨していきます。

また、情報共有ツールの活用や改良をはじめ、医療機関関係者と介護事業所関係者との連携を深めていく施策の展開を図ります。

【第９期計画における推計】※目標値

（パーセント）

区分		令和３年度	令和４年度	令和５年度
入退院調整ルール	活用率	100.0	100.0	100.0
	遵守状況	100.0	100.0	100.0

（掲載者数）

区分		令和６年度	令和７年度	令和８年度
在宅緩和ケアマップ掲載事業者数	特養	2	2	2
	老健	1	1	1
	GH	8	8	8
	有料	5	5	5
	訪看	1	1	1
	医院	2	2	2
	歯科	3	3	3
	薬局	3	3	3

④　認知症地域支援・ケア向上事業

現状と評価

町と町地域包括支援センターに「認知症地域支援推進員」を配置して「認知症ケアパス」の作成等を行っています。

また、認知症の人が住み慣れた地域で穏やかに生活を続けることができるよう、正しい理解の周知浸透を目的に、ＮＰＯ法人地域ケア政策ネットワーク全国キャラバンメイト連絡協議会の指導のもと、町地域包括支援センターを活動の中心として「認知症サポーター養成講座」を実施しています。

さらに当町では、町社会福祉協議会と連携して、脳の健康づくり（脳の活性化）を目的に、(株)公文教育研究会学習療法センターの指導のもと、秋から冬にかけて週１回「脳の健康教室（脳楽寺子屋）」も開催しています。

【第７・８期計画における実績（直近５年間）】※令和５年度は推計値

（延べ人数・年間）

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度	令和５年度
認知症 サポーター養成講座	回数	5	1	1	1	2
	受講者	67	27	19	24	70

（延べ人数・年間）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度	令和５年度
脳楽寺子屋	273	37	113	160	200

目標の設定

引き続き、認知症サポーター養成講座や脳の健康教室（脳楽寺子屋）の活動を定期的に実施するとともに、これから増加が予想される認知症高齢者への対策として、地域全体での見守り支援体制構築を推進するため、「認知症ＳＯＳ支援事業」などの事業展開も図ります。

【第９期計画における推計】※目標値

（累計人数・年間）

区分		令和６年度	令和７年度	令和８年度
認知症 サポーター養成講座	回数	4	4	4
	受講者	80	80	80

（延べ人数・年間）

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
脳楽寺子屋	320	320	320

⑤　認知症初期集中支援事業

現状と評価

第７期計画期間からの「認知症初期集中支援事業」の開始に伴い、当町では、隣接する五所川原市の五所川原健生クリニックの津川医師を認知症サポート医として委託し、町と町地域包括支援センターの職員が認知症初期集中支援チーム員研修を受講し、認知症における早期発見と初期対応にあたり、適切な医療や介護のサービス利用に繋げることとしています。

現在のところ、初期集中支援チームの活動実績はなく、必要時に必要職種が随時対応しています。

チーム員研修を受講した町および町地域包括支援センター職員の所属先異動などが生じることを考慮した、初期集中支援チーム体制づくりが求められています。

【第７・８期計画における実績（直近５年間）】※設置数

（延べ件数・年間）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度	令和５年度
認知症初期集中支援チーム	0	1	1	1	1

目標の設定

目標としては、今後の認知症高齢者が増加することを見据え、初期集中支援体制の活動実績を推進していきます。

【第９期計画における推計】※目標値（設置数）

（延べ件数・年間）

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
認知症初期集中支援チーム	1	1	1

(2)　任意事業

①　介護給付費等費用適正化事業

現状と評価

当町では、介護給付費等費用適正化事業の主要５事業を実施しています。

主要５事業の一つである「要介護認定の適正化」については、指定介護支援事業所等の認定調査に対して、町の認定調査員２名による点検や指導を適宜行っています。

また、「ケアプランの点検」については、県のアドバイザー派遣事業を利用して、第三者的な立場から、ケアプラン点検と指導を年１回実施しています。

【第７・８期計画における実績（直近５年間）】※令和５年度は推計値

（延べ件数・年間）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度	令和５年度
ケアプラン点検	3	3	2	2	3

目標の設定

できるだけ多くの点検や指導が目標ですが、人的・時間的余裕を勘案し、最低限でも現状維持の水準を見込んでいます。

【第９期計画における推計】※目標値

（延べ件数・年間）

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
ケアプラン点検	5	5	5

②　家族介護支援事業

現状と評価

当町では、家族介護支援事業として、家族介護教室事業と家族介護慰労事業を実施しています。

介護教室では、介護予防をより身近なものに感じてもらうため、歯科医師や栄養士などによる講話等を開催していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和２年度は事業開催を中止しています。

【第７・８期計画における実績（直近５年間）】※令和５年度は推計値

（延べ人数・年間）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度	令和５年度
介護教室参加者数	32	中止	59	23	30

目標の設定

目標としては、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける以前の水準以上への回復を目指します。

【第９期計画における推計】※目標値

（延べ人数・年間）

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
介護教室参加者数	50	50	50

③　高齢者紙おむつ給付事業

現状と評価

当町では、介護度４～５の介護度が高く、在宅生活において紙おむつの使用が必要な高齢者に対する在宅生活の支援を行うとともに、その家族の経済的負担を軽減することを目的として、紙おむつ券を交付しています。

徐々に、交付者数はやや増加傾向にあります。

【第７・８期計画における実績（直近５年間）】※令和５年度は推計値

（延べ人数・年間）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度	令和５年度
紙おむつ券交付者数	232	225	205	239	240

目標の設定

第９期計画期間も引き続き地域支援事業として継続されたこと、近隣市町村も継続実施する予定であることから、当町でも引き続き継続実施するものとし、年間利用者２０人の１２ヶ月分を見込んでいます。

また、指定薬局数も増やし、町民の事業利用が効果的になるようにしていきます。

【第９期計画における推計】※目標値

（延べ人数・年間）

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
紙おむつ券交付者数	240	240	240

④　成年後見制度利用支援事業

現状と評価

高齢者の虐待を防ぎ、権利を擁護するため、権利擁護事業や成年後見制度利用支援事業を活用し、支援を行っています。

【第７・８期計画における実績（直近５年間）】※令和５年度は推計値

（実件数・年間）

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度	令和５年度
成年後見制度利用支援事業	市町村申立	2	1	1	1	0
	報酬助成	1	2	3	2	3
	計	3	3	4	3	6

目標の設定

市町村申立は現状維持程度、報酬助成は増加を見込んでいます。

【第９期計画における推計】※目標値

（実件数・年間）

区分		令和６年度	令和７年度	令和８年度
成年後見制度利用支援事業	市町村申立	1	1	1
	報酬助成	5	5	5
	計	6	6	6

第６章

給付費等の
将来推計

第６章　給付費等の将来推計

１　推計の流れ

第９期計画における介護保険給付に係る費用の見込みについては、高齢者人口及び要介護（要支援）認定者数を推計します。

そのうえで、第５章「サービス量等の推計」で推計した目標値を基に、各介護保険サービス給付費等を推計し、あわせて介護保険給付にかかる費用等を年度ごとに将来推計します。

図表　介護保険給付費等の推計

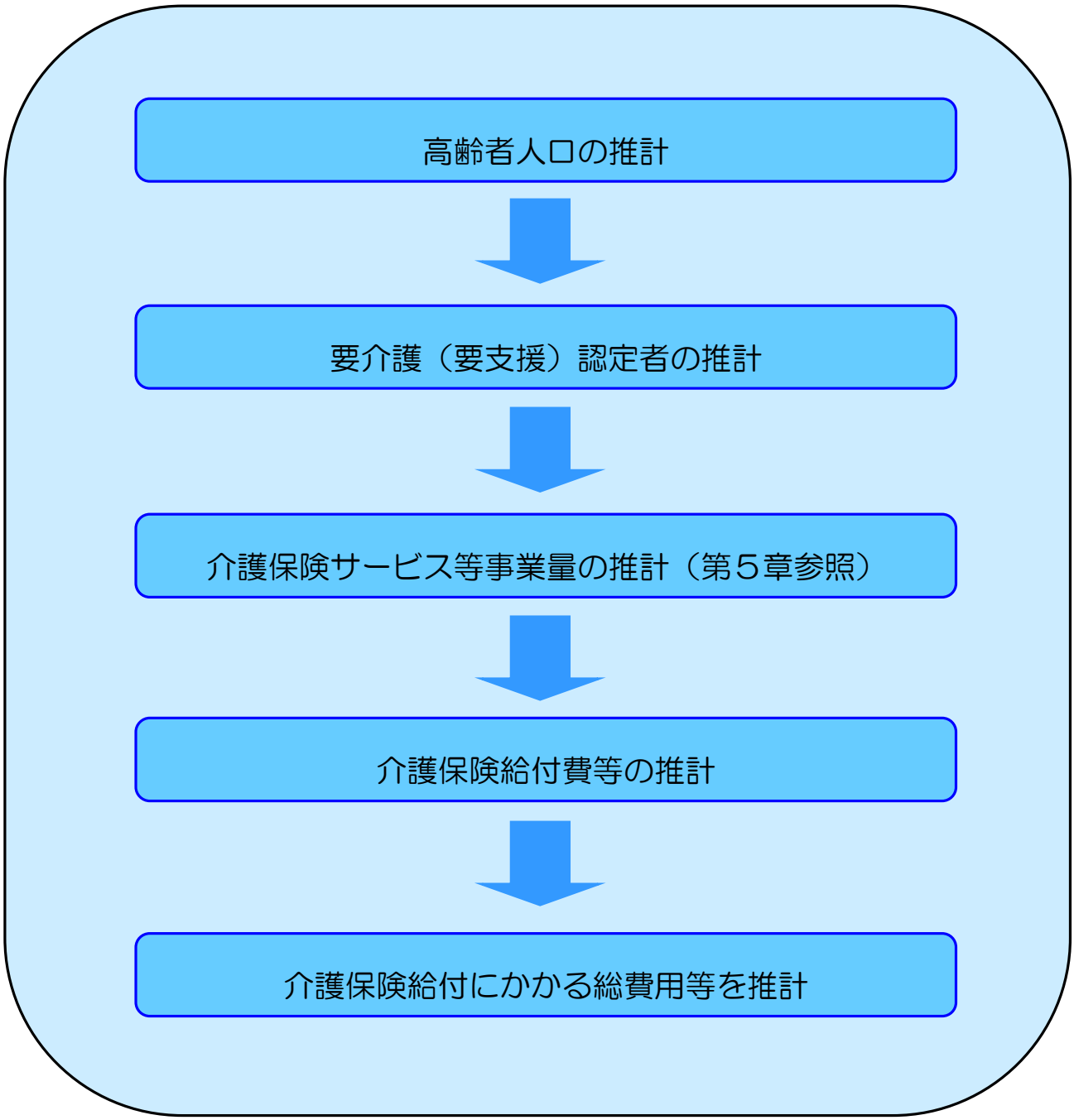

２　高齢者人口（第１号被保険者数）の推計

(1)　高齢者人口と高齢化率の推計

高齢者人口（第１号被保険者数）は、国の将来人口推計シートを基に、住民基本台帳の令和５年８月末現在の総人口を起点として推計しています。

その結果、当町の令和５年度末における高齢化率は、総人口１１，８２２人に対して高齢者人口４，５２８人で３８．３%、令和８年度末は総人口１１，３９６人、令和２７年度末は総人口７，９４０人で、高齢化率はそれぞれ３８．９%、４９．１%と予測されます。

赤線の枠内が本計画の第９期計画期間に該当する箇所です。

図表　高齢者人口と高齢化率の将来推計

（人・%）

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
総人口	11,662	11,529	11,396	10,665	9,757	8,848	7,940
40歳未満	3,222	3,156	3,110	2,793	2,408	2,045	1,733
40～64歳	3,943	3,907	3,851	3,512	3,107	2,697	2,309
65～69歳	897	866	863	852	810	780	703
70～74歳	1,085	1,077	1,050	817	816	778	750
75～79歳	860	879	872	938	757	758	725
80～84歳	664	647	664	790	791	645	650
85歳以上	991	997	986	963	1,068	1,145	1,070
前期高齢者人口	1,982	1,943	1,913	1,669	1,626	1,558	1,453
比率	17.0	16.9	16.8	15.6	16.7	17.6	18.3
後期高齢者人口	2,515	2,523	2,522	2,691	2,616	2,548	2,445
比率	21.6	21.9	22.1	25.2	26.8	28.8	30.8
高齢者人口	4,497	4,466	4,435	4,360	4,242	4,106	3,898
高齢化率	38.6	38.7	38.9	40.9	43.5	46.4	49.1

(2)　第１号被保険者の所得段階別人数の推計

令和６年度以降の第１号被保険者の所得段階別人数について、令和５年度見込みにおける所得段階別割合を基に、次のとおり推計します。

赤線の枠内が本計画の第９期計画期間に該当する箇所です。

図表　所得段階別人数の将来推計

（人）

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
第1段階	1,427	1,416	1,407	1,382	1,346	1,303	1,235
第2段階	456	453	450	441	429	414	393
第3段階	262	259	256	252	247	239	227
第4段階	692	689	685	671	655	634	600
第5段階	480	477	474	468	454	440	417
第6段階	538	535	532	524	509	493	469
第7段階	370	367	364	358	349	336	321
第8段階	146	144	142	139	134	133	126
第9段階	126	126	125	125	119	114	110
計	4,497	4,466	4,435	4,360	4,242	4,106	3,898

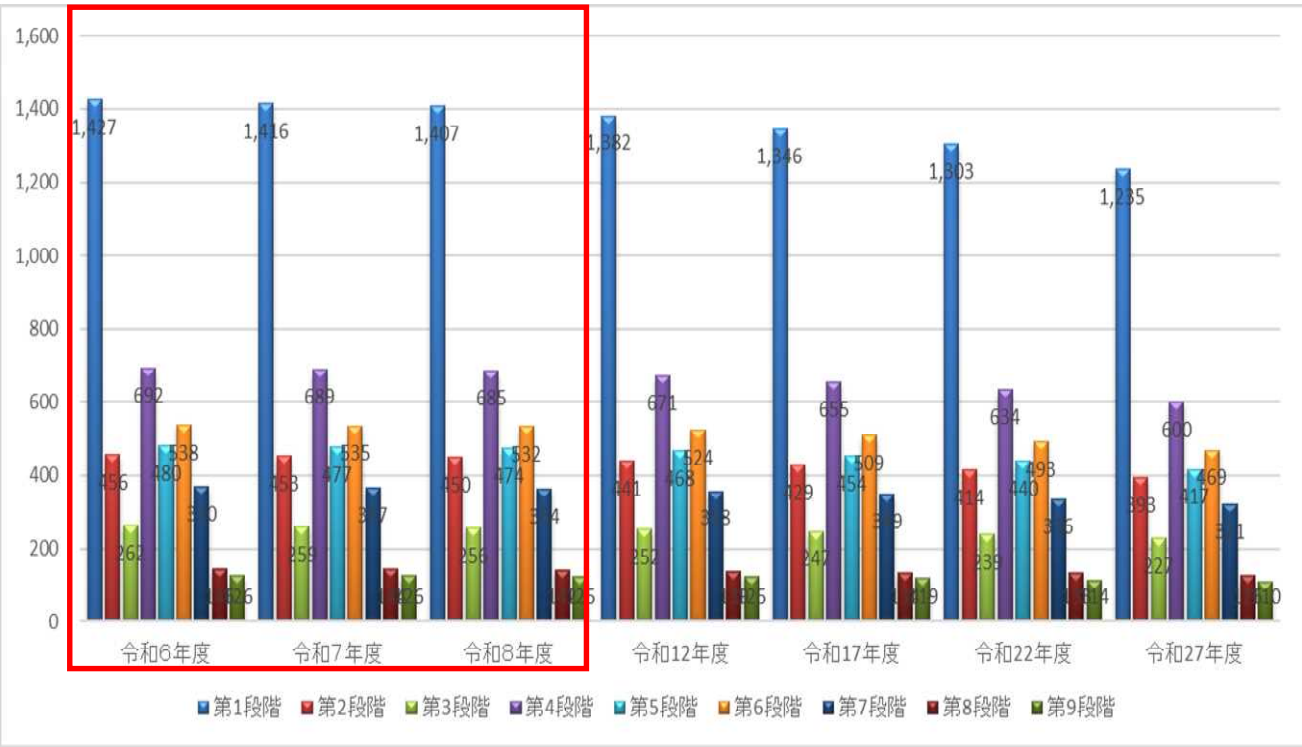

3　要介護（要支援）認定者の推計

要介護（要支援）認定者数は、介護予防の取り組み等による予測等を踏まえて、第９期計画期間（令和６～令和８年度）における認定者数の推移や、各年度の高齢者人口の状況から推計しています。

町の認定率については、第８期計画期間の平均認定率２０％をベースにして、第９期計画期間（令和６～８年度）中は各年度２０％前後を見込んでいます。

赤線の枠内が本計画の第９期計画期間に該当する箇所です。

図表　要介護（要支援）認定者等の将来推計

（人・％）

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援1	68	68	68	64	59	53	52
要支援2	86	86	86	82	76	70	68
要支援計	154	154	154	146	135	123	120
要介護1	213	212	210	207	202	193	191
要介護2	157	155	152	151	147	145	142
要介護3	107	106	106	102	99	98	96
要介護4	134	133	133	132	131	131	123
要介護5	99	99	99	96	96	96	89
要介護計	710	705	700	688	675	663	641
第1号被保険者計（要支援＋要介護）	864	859	854	834	810	786	761
第2号被保険者計	11	11	11	11	10	9	9
総合事業対象者計	30	30	35	40	45	45	50
被保険者・事業対象者合計	905	900	900	885	865	840	820
認定率	20.2	20.2	20.3	20.3	20.3	20.3	20.9

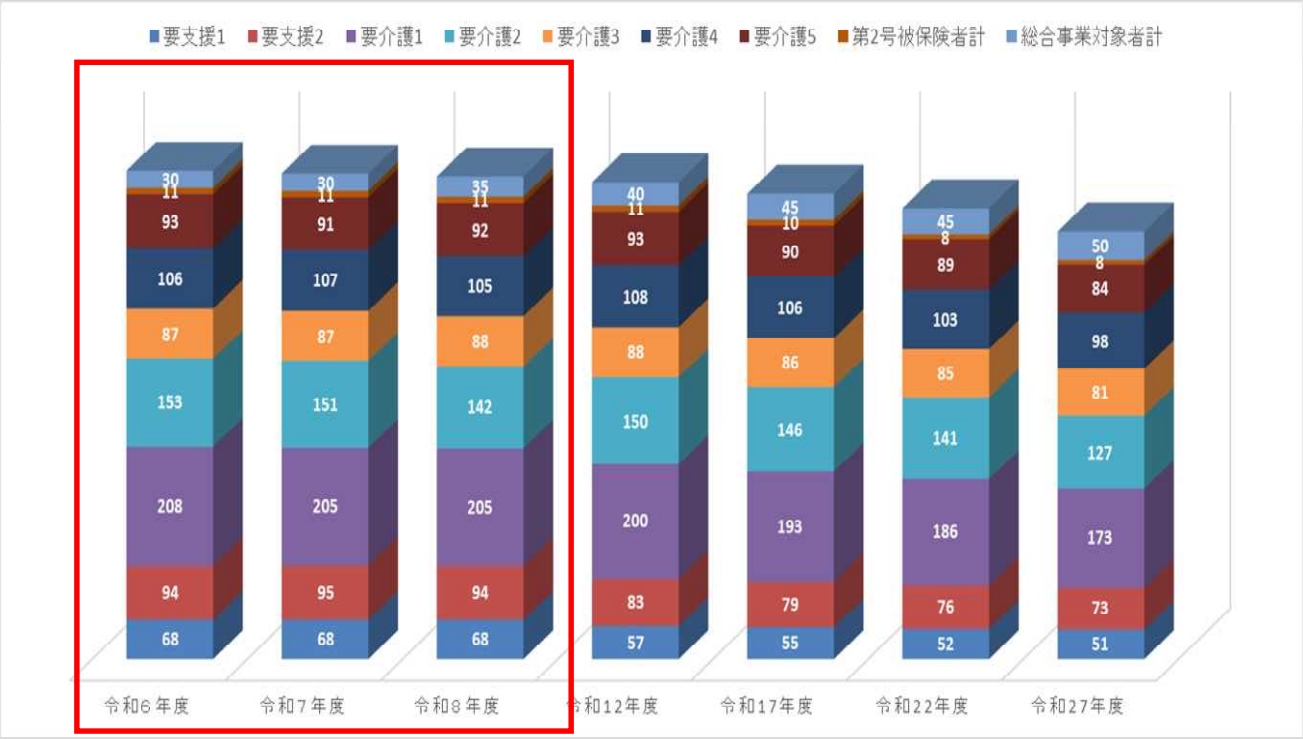

４　介護保険サービス等事業量の推計

(1)　介護保険サービス量の実績

第５章「サービス量の推計」で記載した第９期計画期間の各介護保険サービス量の実績を次のようにまとめます。

図表　予防給付サービスの実績（令和５年度は実績見込）

（延べ人数・回数／年間）

区分		平成3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
介護予防サービス										
介護予防訪問介護	回数									
	人数									
介護予防訪問入浴介護	回数	0	20	－	0	51	－	0	0	－
	人数	0	6	－	0	8	－	0	0	－
介護予防訪問看護	回数	66	153	232%	66	66	100%	66	57	86%
	人数	12	24	200%	12	15	125%	12	19	158%
介護予防訪問リハビリテーション	回数	73	120	164%	73	142	195%	73	155	212%
	人数	24	32	133%	24	36	150%	24	43	179%
介護予防居宅療養管理指導	人数	0	2	－	0	8	－	0	23	－
介護予防通所介護	回数									
	人数									
介護予防通所リハビリテーション	回数	672	481	72%	672	352	52%	672	380	57%
	人数	96	79	82%	96	68	71%	96	81	84%
介護予防短期入所生活介護	回数	0	31	－	0	11	－	0	115	－
	人数	0	5	－	0	2	－	0	19	－
介護予防短期入所療養介護	回数	0	0	－	0	0	－	0	0	－
	人数	0	0	－	0	0	－	0	0	－
介護予防福祉用具貸与	人数	595	545	92%	620	581	94%	620	570	92%
介護予防特定福祉用具購入	人数	0	8	－	0	7	－	0	0	－
介護予防住宅改修	人数	19	8	42%	19	9	47%	19	10	53%
介護予防特定施設入居者生活介護	人数	0	0	－	0	0	－	0	0	－
介護予防支援	人数	616	611	99%	616	632	103%	628	653	104%
地域密着型介護予防サービス										
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	35	20	57%	35	0	0%	35	9	26%

介護予防サービスの利用実績をみると、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーションで計画値を上回っています。その一方で、介護予防通所リハビリテーション、介護予防住宅改修等で計画値を下回っています。

図表　介護給付サービスの実績（令和５年度は実績見込）

（延べ人数・回数／年間）

区分			平成3年度			令和4年度			令和5年度		
			計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
居宅サービス											
	訪問介護	回数	29,077	29,664	102%	31,293	34,067	109%	31,775	35,044	110%
		人数	1,944	2,185	112%	2,052	2,302	112%	2,088	2,349	113%
	訪問入浴介護	回数	39	70	179%	39	175	449%	39	212	544%
		人数	12	24	200%	12	50	417%	12	47	392%
	訪問看護	回数	1,748	1,160	66%	1,839	1,093	59%	1,839	1,478	80%
		人数	180	145	81%	192	163	85%	192	193	101%
	訪問リハビリテーション	回数	242	228	94%	245	206	84%	248	138	56%
		人数	48	44	92%	48	46	96%	48	35	73%
	居宅療養管理指導	人数	132	133	101%	144	162	113%	156	120	77%
	通所介護	回数	16,774	18,878	113%	16,064	19,721	123%	15,736	19,986	127%
		人数	2,016	2,359	117%	2,004	2,522	126%	2,004	2,490	124%
	通所リハビリテーション	回数	1,686	1,242	74%	1,828	1,483	81%	1,833	1,754	96%
		人数	264	184	70%	288	210	73%	288	238	83%
	短期入所生活介護	回数	4,286	6,075	142%	4,329	6,367	147%	4,329	6,209	143%
		人数	324	398	123%	324	393	121%	324	351	108%
	短期入所療養介護	回数	56	19	34%	112	34	30%	170	8	5%
		人数	12	2	17%	24	7	29%	36	8	22%
	福祉用具貸与	人数	2,234	2,316	104%	2,296	2,638	115%	2,346	2,723	116%
	特定福祉用具購入	人数	42	24	57%	42	19	45%	42	18	43%
	住宅改修	人数	40	10	25%	40	8	20%	40	13	33%
	特定施設入居者生活介護	人数	0	12	－	19	1	5%	37	0	0%
居宅介護支援		人数	3,772	4,202	111%	3,822	4,387	115%	3,846	4,503	117%
地域密着型サービス											
	認知症対応型共同生活介護	人数	1,518	1,509	99%	1,580	1,504	95%	1,643	1,515	92%
	介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	355	354	100%	355	347	98%	355	345	97%
	地域密着型通所介護	人数	683	598	88%	707	522	74%	732	640	87%
介護保険施設サービス											
	介護老人福祉施設	人数	652	631	97%	652	602	92%	652	618	95%
	介護老人保健施設	人数	784	740	94%	784	612	78%	784	629	80%
	介護療養型医療施設	人数	171	64	37%	137	0	0%	114	10	9%
	介護医療院	人数	59	223	378%	117	230	197%	176	235	134%

介護サービスの利用状況をみると、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護（ショートステイ）、介護医療院で計画値を上回っています。その一方で、訪問リハビリテーション、短期入所療養介護（ショートステイ）、特定福祉用具購入、住宅改修、特定施設入所者生活介護、介護療養型医療施設等で計画値を下回っています。

(2)　地域支援事業量の実績

第５章「サービス量の推計」で記載した第８期計画期間の各地域支援事業量の実績を次のようにまとめます。

図表　地域支援事業の実績（令和５年度は実績見込）

（延べ人数・回数／年間）

区分			平成３年度			令和４年度			令和５年度		
			計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）											
	訪問型サービス	回数	1,890	1,964	104%	1,944	1,679	86%	2,052	1,441	70%
		人数	420	447	106%	432	391	91%	456	330	72%
	通所型サービス	回数	8,094	7,771	96%	8,291	7,522	91%	8,423	7,603	90%
		人数	1,472	1,396	95%	1,507	1,277	85%	1,531	1,201	78%
	生活支援サービス	回数	540	13	2%	540	39	7%	540	84	16%
		人数	60	5	8%	60	16	27%	60	14	23%
	総合事業ケアマネジメント	人数	1,390	1,251	90%	1,390	1,119	81%	1,390	977	70%

（延べ人数・回数ほか／年間）

区分			平成３年度			令和４年度			令和５年度		
			計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
一般介護予防事業											
	ほっこりサロン	人数	690	中止	－	1,380	中止	－	2,060	中止	－
	地区サロン	人数	70	25	36%	130	0	0%	190	56	29%
	Cocorira倶楽部										
	ココリラ体操	人数	640	149	23%	640	309	48%	640	462	72%
	ヨーガ	人数	470	164	35%	470	301	64%	470	525	112%
	フラダンス	人数	360	84	23%	360	153	43%	360	210	58%
	ゴニンカンクラブ	人数	210	中止	－	420	中止	－	640	200	31%
	カラオケクラブ	人数	240	中止	－	480	中止	－	720	中止	－
	ノルディック・ウォーク	人数	90	91	101%	90	140	156%	90	363	403%
	スマイルハウス	人数	310	中止	－	310	中止	－	310	中止	－
	青竹ビクス（※廃止）	人数	240	52	22%	240			240		
	書道クラブ（※新規）	人数	360			360	90	25%	360	310	86%
	ボッチャクラブ（※新規）	人数	360	78	22%	360	195	54%	360	432	120%
	スマイル号	人数	6,800	887	13%	7,650	956	12%	8,490	4,332	51%
包括	脳の健康教室（脳楽寺小屋）	人数	320	113	35%	320	160	50%	320		0%
任意	介護教室事業	人数	40	59	148%	40	23	58%	40	30	75%
	紙おむつ給付事業	人数	240	205	85%	240	239	100%	240	240	100%
	成年後見制度利用支援事業										
	市町村申立	実件数	1	1	100%	1	1	100%	1	0	0%
	報酬助成	実件数	3	3	100%	4	2	50%	5	3	60%
	認知症サポーター養成事業										
	養成講座	回数	4	1	25%	4	1	25%	4	2	50%
	サポーター受講者	人数	80	19	24%	80	24	30%	80	70	88%

総合事業・介護予防事業の利用状況をみると、新型コロナウイルス感染症の影響による事業中止や縮小などを受け、計画値と比較して大きく乖離しています。

(3)　介護保険サービス量の推計

本章第４節「(１)介護保険サービス量の実績」でまとめた利用実績から、第９期計画期間の各介護保険サービスの必要量を次のように推計します。

図表　予防給付サービスの見込量

（延べ人数・回数／年間）

区分			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護予防サービス						
	介護予防訪問入浴介護	回数	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	回数	57	57	57	55
		人数	12	12	12	12
	介護予防訪問リハビリテーション	回数	78	78	78	75
		人数	25	25	25	20
	介護予防居宅療養管理指導	人数	24	24	24	20
	介護予防通所リハビリテーション	回数	380	380	380	370
		人数	63	63	63	62
	介護予防短期入所生活介護	回数	115	115	115	115
		人数	19	19	19	19
	介護予防短期入所療養介護	回数	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0
	介護予防福祉用具貸与	人数	570	570	570	560
	介護予防特定福祉用具購入	人数	12	12	12	12
	介護予防住宅改修	人数	9	9	9	9
	介護予防特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0	0
介護予防支援		人数	650	650	650	640
地域密着型介護予防サービス						
	介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	29	29	29	29

実績値より大きく計画値が乖離している予防サービスについて、利用実績に応じて推計し直したため、介護予防短期入所生活介護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導等の計画値は、第８期計画値より大きく変更しています。

図表　介護給付サービスの見込量

（延べ人数・回数／年間）

区分			令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和12年度
居宅サービス						
	訪問介護	回数	35,000	35,500	35,580	35,500
		人数	2,340	2,360	2,365	2,360
	訪問入浴介護	回数	215	215	215	210
		人数	48	48	48	45
	訪問看護	回数	1,343	1,362	1,362	1,360
		人数	168	168	168	165
	訪問リハビリテーション	回数	82	80	79	75
		人数	36	36	36	30
	居宅療養管理指導	人数	96	96	96	80
	通所介護	回数	19,395	19,667	19,821	19,800
		人数	2,352	2,376	2,376	2,325
	通所リハビリテーション	回数	1,750	1,750	1,750	1,750
		人数	232	232	232	230
	短期入所生活介護	回数	6,200	6,200	6,200	6,100
		人数	412	412	412	320
	短期入所療養介護	回数	39	78	118	118
		人数	12	24	36	36
	福祉用具貸与	人数	2,725	2,725	2,725	2,730
	特定福祉用具購入	人数	20	20	20	20
	住宅改修	人数	31	31	31	31
	特定施設入居者生活介護	人数	13	13	26	13
居宅介護支援		人数	4,500	4,500	4,500	4,480
地域密着型サービス						
	認知症対応型共同生活介護	人数	1,510	1,510	1,510	1,510
	介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	353	353	353	353
	地域密着型通所介護	人数	595	595	583	558
介護保険施設サービス						
	介護老人福祉施設	人数	646	646	646	646
	介護老人保健施設	人数	718	718	718	718
	介護療養型医療施設	人数	0	0	0	
	介護医療院	人数	238	238	238	238

実績値より大きく計画値が乖離している介護サービスについて、利用実績に応じて推計し直したため、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護（ショートステイ）、介護医療院、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、・短期入所療養介護（ショートステイ）、特定福祉用具購入、住宅改修、特定施設入所者生活介護、介護療養型医療施設等の計画値は、第８期計画値より大きく変更しています。

(4)　地域支援事業量の推計

本章第４節「(2)地域支援事業量の実績」でまとめた利用実績から、第９期計画期間の各地域支援事業必要量を、介護予防事業内容の見直し等も含めて次のようにまとめます。

図表　地域支援事業の見込量

（延べ人数／年間）

区分			令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和12年度
介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）						
	訪問型サービス	回数	1,877	1,877	1,877	1,394
		人数	417	417	417	310
	通所型サービス	回数	8,166	8,166	8,166	6,604
		人数	1,384	1,384	1,384	1,119
	生活支援サービス	回数	162	162	162	162
		人数	36	36	36	36
	総合事業ケアマネジメント	人数	1,300	1,300	1,300	940

（延べ人数・回数ほか／年間）

区分			令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和12年度
一般介護予防事業						
	ほっこりサロン	人数	1,500	1,600	1,700	1,800
	地区サロン	人数	150	170	200	270
	Cocorira倶楽部					
	ココリラ体操	人数	600	650	700	720
	ヨーガ	人数	600	650	700	720
	フラダンス	人数	240	260	280	360
	ゴニンカンクラブ	人数	300	350	400	480
	カラオケクラブ	人数	480	720	960	1,200
	ノルディック・ウォーク	人数	370	370	370	370
	スマイルハウス	人数	240	360	480	600
	書道クラブ	人数	310	330	360	410
	ボッチャクラブ	人数	220	230	240	280
	モルッククラブ　※新規	人数	220	230	240	280
	スマイル号	人数	4,800	5,500	6,000	7,200
包括的支援事業						
	脳の健康教室（脳楽寺小屋）	人数	320	320	320	320
任意事業						
	介護教室事業	人数	50	50	50	50
	紙おむつ給付事業	人数	240	240	240	240
	成年後見制度利用支援事業					
	市町村申立	実件数	1	1	1	1
	報酬助成	実件数	5	5	5	5
	認知症サポーター養成事業					
	養成講座	回数	4	4	4	4
	サポーター受講者	人数	80	80	80	100

実績値より大きく計画値が乖離している総合事業について、利用実績等に応じて推計し直したため、訪問型サービスおよび通所型サービスの計画値は、第８期計画値より大きく変更しています。

５　介護保険給付費等の推計

(1)　介護保険サービス給付費の給付実績

第８期計画期間における給付費は、報酬改定増による影響などを見込んで推計したものの、計画作成時の見込額を期間全体として約８，４３３千円余り上回ると予測されます。

計画値を上回った要因としては、令和４年１０月からの介護職員等ベースアップ等支援加算や新型コロナウイルス感染症により各サービスを控えていた利用者が少しずつ利用を開始したためと考察されます。

【第８期計画における実績】※令和５年度は推計値

（円）

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	合計
介護予防サービス	9,589,137	9,774,573	9,369,932	28,733,642
介護予防支援	2,701,350	2,859,780	2,841,710	8,402,840
地域密着型介護予防サービス	4,275,990	0	316,989	4,592,979
介護予防サービス計	16,566,477	12,634,353	12,528,631	41,729,461
居宅サービス	395,346,931	442,190,640	459,301,842	1,296,839,413
居宅介護支援	62,255,267	66,520,884	67,956,797	196,732,948
地域密着型介護サービス	524,051,255	530,061,744	525,932,361	1,580,045,360
施設サービス	445,653,632	404,021,580	427,705,200	1,277,380,412
介護サービス計	1,427,307,085	1,442,794,848	1,480,896,200	4,350,998,133
高額介護サービス	55,079,770	54,578,506	54,325,748	163,984,024
高額医療合算介護サービス	3,829,179	3,234,209	3,483,809	10,547,197
特定入所者介護サービス	81,419,929	73,664,020	73,301,294	228,385,243
審査支払手数料	1,229,862	1,277,290	1,296,318	3,803,470
介護保険給付費　計（a）	1,585,432,302	1,588,183,226	1,625,832,000	4,799,447,528
総合事業	50,672,712	49,902,540	47,899,000	148,474,252
一般介護予防事業	20,309,000	20,500,000	22,544,000	63,353,000
包括的支援事業・任意事業	16,267,616	16,250,443	17,147,183	49,665,242
包括的支援事業（社会保障充実分）	7,829,280	7,845,307	8,281,000	23,955,587
地域支援事業費　計（b）	95,078,608	94,498,290	95,871,183	285,448,081
給付費＆事業費　合計（a+b）	**1,680,510,910**	**1,682,681,516**	**1,721,703,183**	**5,084,895,609**
第８期計画の総費用額	1,666,154,365	1,702,457,732	1,734,409,065	5,103,021,162

(2)　介護保険サービス給付費の推計

令和５年度給付費実績見込み値をベースに、本章第４節「(3)介護保険サービス量の推計」でまとめた各介護保険サービス必要量に基づき、各介護保険サービス給付費を次のとおり推計します。

図表　予防給付費の将来推計

予防給付費　（円）

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護予防サービス		8,745,000	8,749,000	8,749,000	8,185,000
	介護予防訪問介護				
	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	267,000	267,000	267,000	267,000
	介護予防訪問リハビリテーション	931,000	932,000	932,000	932,000
	介護予防居宅療養管理指導	88,000	88,000	88,000	88,000
	介護予防通所介護				
	介護予防通所リハビリテーション	2,186,000	2,189,000	2,189,000	1,730,000
	介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
	介護予防福祉用具貸与	4,626,000	4,626,000	4,626,000	4,521,000
	介護予防特定福祉用具購入	0	0	0	0
	介護予防住宅改修	647,000	647,000	647,000	647,000
	介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
介護予防支援		2,868,000	2,872,000	2,925,000	2,709,000
地域密着型介護予防サービス		0	0	0	0
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
介護予防サービス計		11,613,000	11,621,000	11,674,000	10,894,000

図表　介護給付費の将来推計

介護給付費　（円）

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
居宅サービス		472,093,000	475,772,000	479,227,000	453,515,000
	訪問介護	218,437,000	220,363,000	220,297,000	206,948,000
	訪問入浴介護	1,347,000	1,349,000	1,349,000	1,349,000
	訪問看護	4,621,000	4,626,000	4,626,000	4,281,000
	訪問リハビリテーション	686,000	702,000	709,000	709,000
	居宅療養管理指導	657,000	658,000	658,000	523,000
	通所介護	142,896,000	144,351,000	144,841,000	138,649,000
	通所リハビリテーション	16,980,000	17,112,000	17,112,000	13,684,000
	短期入所生活介護	50,320,000	50,384,000	50,384,000	49,528,000
	短期入所療養介護	0	0	0	0
	福祉用具貸与	32,938,000	33,016,000	33,016,000	31,609,000
	特定福祉用具購入	187,000	187,000	187,000	187,000
	住宅改修	0	0	0	0
	特定施設入居者生活介護	3,024,000	3,024,000	6,048,000	6,048,000
居宅介護支援		69,569,000	69,657,000	69,444,000	66,503,000
地域密着型サービス		515,737,000	515,973,000	515,753,000	507,210,000
	認知症対応型共同生活介護	368,802,000	369,290,000	369,290,000	366,104,000
	介護老人福祉施設入所者生活介護	99,995,000	100,122,000	100,122,000	100,122,000
	地域密着型通所介護	46,940,000	46,561,000	46,341,000	40,984,000
介護保険施設サービス		434,315,000	443,291,000	450,360,000	415,428,000
	介護老人福祉施設	171,198,000	176,478,000	179,223,000	168,853,000
	介護老人保健施設	164,895,000	168,174,000	172,498,000	147,644,000
	介護療養型医療施設				
	介護医療院	98,222,000	98,639,000	98,639,000	98,931,000
介護サービス計		1,491,714,000	1,504,693,000	1,514,784,000	1,442,656,000

(3)　地域支援事業費の推計

令和５年度地域支援事業費実績見込み値をベースに、本章第４節「(4)地域支援事業量の推計」でまとめた各地域必要量に基づき、各介護保険サービス給付費を次のとおり推計します。

図表　地域支援事業費の将来推計

地域支援事業　（円）

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）		49,072,000	49,072,000	49,072,000	49,062,000
	訪問型サービス	6,800,000	6,800,000	6,800,000	6,800,000
	通所型サービス	37,000,000	37,000,000	37,000,000	37,000,000
	生活支援サービス	500,000	500,000	500,000	500,000
	総合事業ケアマネジメント	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000
	その他（高額、審査手数料）	272,000	272,000	272,000	262,000
介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防事業）		22,707,000	22,707,000	25,372,000	22,707,000
	地域介護予防活動支援事業（サロン、健康体操、ヨガ、町内巡回送迎等）	22,544,000	22,544,000	22,544,000	22,544,000
	介護予防把握事業	0	0	2,297,000	0
	介護予防普及啓発事業	163,000	163,000	531,000	163,000
包括的支援事業及び任意事業		18,115,000	18,115,000	18,115,000	18,115,000
	地域包括支援センター運営	14,320,000	14,320,000	14,320,000	14,320,000
	任意事業	3,795,000	3,795,000	3,795,000	3,795,000
包括的支援事業（社会保障充実分）		9,347,000	9,347,000	9,347,000	9,347,000
	在宅医療・介護連係推進事業	63,000	63,000	63,000	63,000
	生活支援体制整備事業	7,595,000	7,595,000	7,595,000	7,595,000
	認知症初期集中支援事業	182,000	182,000	182,000	182,000
	認知症地域支援・ケア向上事業	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000
	認知症サポーター活動促進等事業	23,000	23,000	23,000	23,000
	地域ケア会議推進事業	239,000	239,000	239,000	239,000
地域支援事業計		99,241,000	99,241,000	101,906,000	99,231,000

(4)　介護保険給付にかかる総費用の推計

第９期計画期間における各介護保険サービスの給付見込み、地域支援事業費見込みの推計のほか、介護保険給付にかかる総費用のその他の費用として、第８期の実績に基づき、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料を次のとおり算定しています。

図表　介護保険給付にかかる総費用の将来推計

総費用　（円）

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
	介護予防サービス	11,613,000	11,621,000	11,674,000	10,894,000
	介護サービス	1,491,714,000	1,504,693,000	1,514,784,000	1,442,656,000
介護（予防）サービス計		1,503,327,000	1,516,314,000	1,526,458,000	1,453,550,000
	高額介護サービス	56,552,417	57,267,614	57,784,454	53,888,525
	高額介護サービス等の見直しに伴う財政影響額	848,138	937,180	943,245	0
高額介護サービス		57,400,555	58,204,794	58,727,699	53,888,525
高額医療合算介護サービス		3,539,202	3,539,202	3,539,202	3,744,973
	特定入所者介護サービス	76,136,033	76,194,480	81,247,774	79,629,444
	補足給付の見直しに伴う財政影響額	1,074,573	1,172,887	1,250,688	0
特定入所者介護サービス計		77,210,606	77,367,367	82,498,462	79,629,444
審査支払手数料		1,302,637	1,302,637	1,302,637	1,202,811
介護保険給付費合計		1,642,780,000	1,656,728,000	1,672,526,000	1,592,015,753
	介護予防・日常生活支援総合事業	71,779,000	71,779,000	74,444,000	67,584,000
	包括的支援・任意事業	18,115,000	18,115,000	18,115,000	17,020,000
	包括的支援（社会保障充実分）	9,347,000	9,347,000	9,347,000	8,281,000
地域支援事業計		99,241,000	99,241,000	101,906,000	92,885,000
財政安定化基金拠出金		0	0	0	0
財政安定化基金償還金		0	0	0	0
介護保険総費用		**1,742,021,000**	**1,755,969,000**	**1,774,432,000**	**1,684,900,753**

６　第９期介護保険料基準月額の算定

第１号被保険者の介護保険料は、各保険者（市町村）が、計画の策定に基づく、３年毎に算定・見直しを行います。

当町としては、要介護にならないよう健康づくりなどの介護予防を推進し、また介護給付適正化事業のより一層の取り組みなどにより、保険料の上昇緩和に努めていますが、第９期計画期間中における保険料においては、次のような大きな増加要素が見込まれます。これまでの基準月額である６，５００円より２００円増とし、また介護保険給付費準備基金に積み立てした金額を取り崩して対応することとします。

（第９期計画における保険料の増加要素）

・要介護認定者とサービス利用者の自然増
・総合事業対象者と事業利用者の自然増
・介護報酬改定による１．５４％増
・多床室の室料負担の見直し（月額８千円相当増）
　基準費用額（居住費）の見直しによる給付費の増加

図表　第９期介護保険料の基準月額

第９期介護保険料　基準額 （令和６年度～令和８年度）	月額　６，７００円

図表　所得段階別の保険料年額

段階	世帯	本人		基準額 ×割合	保険料年額
第１段階	非課税	非課税	生活保護受給者の方、 老齢福祉年金受給者の方、 年金等収入が８０万円以下の方	(×0.455)	(36,582円)
				×0.285	22,914円
第２段階			年金等収入が ８０万円超１２０万円以下の方	(×0.685)	(55,074円)
				×0.485	38,994円
第３段階			年金等収入が １２０万円超の方	(×0.69)	(55,476円)
				×0.685	55,074円
第４段階			年金等収入が ８０万円以下の方	×0.9	72,360円
第５段階 〔基準額〕			年金等収入が ８０万円超の方	×1.0	80,400円
第６段階	課税	課税	前年の合計所得金額が １２０万円未満の方	×1.2	96,480円
第７段階			前年の合計所得金額が １２０万円以上２１０万未満の方	×1.3	104,520円
第８段階			前年の合計所得金額が ２１０万円以上３２０万未満の方	×1.5	120,600円
第９段階			前年の合計所得金額が ３２０万円以上４２０万円未満の方	×1.7	136,680円
第１０段階			前年の合計所得金額が ４２０万円以上５２０万円未満の方	×1.9	152,760円
第１１段階			前年の合計所得金額が ５２０万円以上６２０万円未満の方	×2.1	168,840円
第１２段階			前年の合計所得金額が ６２０万円以上７２０万円未満の方	×2.3	184,920円
第１３段階			前年の合計所得金額が ７２０万円以上の方	×2.4	192,960円

※）第１～３段階のカッコ内は、公費により保険料が軽減される前の金額です。

第７章

計画の推進

第７章　計画の推進

１　計画の推進体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、圏域内外のさまざまな関係機関等が、それぞれの役割を担い、相互に協力しあえるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

２　計画の進行管理

当町の介護保険事業計画作成委員会等において、本計画の進行上の問題点の協議および計画期間内の事業実績等を基に、介護保険サービス見込量の達成状況や地域支援事業等の実施状況の点検・評価をＰＤＣＡのサイクルの考え方に基づき、本計画の円滑な運用を図ります。

３　ＰＤＣＡサイクルの必要性等

(1)　ＰＤＣＡの必要性と法上の規定

本計画は、高齢者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取り組みを進めていくことが必要になります。

そのため、作成した計画については、介護保険事業計画期間の３年ごとにその進捗を把握するだけではなく、定期的にその進捗を把握し、分析・評価の上、課題等がある場合など必要に応じて、随時対応していくことが求められています。

国では、平成３０年度介護保険法改正により、保険者機能の強化において、全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化予防に取り組むよう、介護保険事業計画の策定にあたり、① 国から提供されるデータ分析を実施 ② 介護保険事業計画に介護予防・重度化防止などの目標を記載 ③要介護状態の維持・改善度合いや地域ケア会議の開催状況などの実績評価 ④結果の公表――のＰＤＣＡサイクルを法上で制度化し、保険者機能を抜本的に強化していく方針となっています。

（ＰＤＣＡサイクルのイメージ）

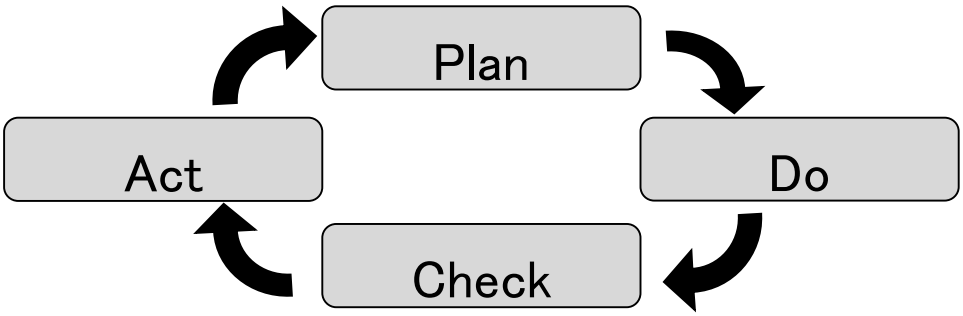

計画（Plan）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行（Do）	計画に基づき活動を実行する
評価（Check）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
改善（Act）	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする

(2)　ＰＤＣＡサイクル活用による保険者機能の強化

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成２９年法律第５２号）による、改正介護保険法第１２２条の３において、国は保険者である各自治体に対し、自立支援・重度化防止等に関する取り組みを支援するため、交付金を交付することとしております。

さらに、実績評価に応じて交付金を出すなど、財政的なインセンティブを付与することも法案に盛り込まれており、介護予防・日常生活支援総合事業なども全保険者で完全実施されていく中で、保険者機能を自治体間で競わせる仕組みが進んでいます。

○介護保険法（抜粋）

第１２２条の３　国は、前２条に定めるもののほか、市町村によるその被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関する取組を支援するため、政令で定めるところにより、市町村に対し、予算の範囲内において、交付金を交付する。

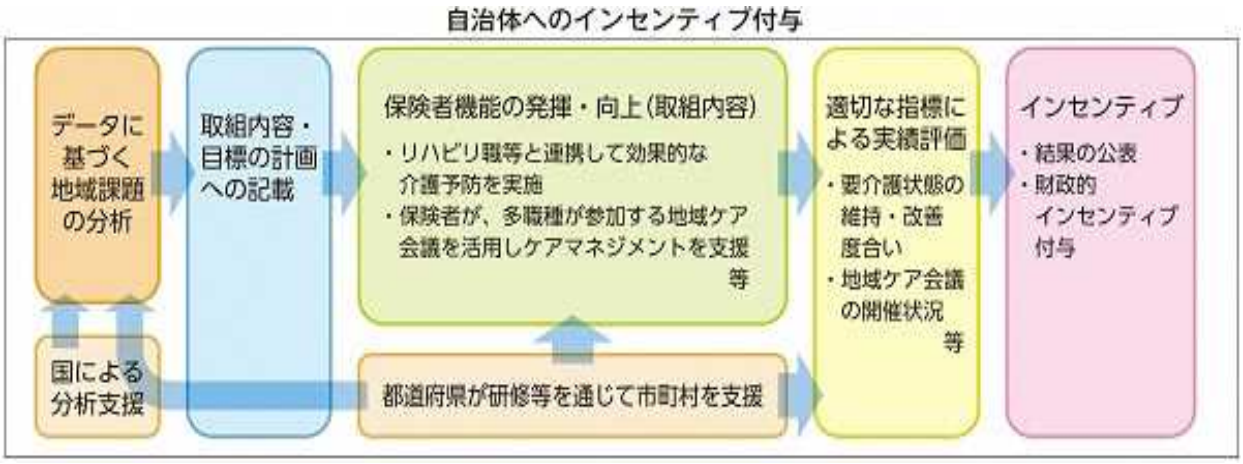

資料編

資料編

１　鶴田町介護保険事業計画作成委員会

(1)　計画作成委員会設置要綱

（目　　的）
第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１７条第１項の規定に基づく鶴田町介護保険事業計画（以下「計画」という。）等を審議する鶴田町介護保険事業計画作成委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定め、もって介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るとともに、高齢者等の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

（審議事項）
第２条　委員会は、介護保険事業並びに高齢者福祉にかかわる実務者の検討結果を受け、計画案及び老人保健福祉計画見直し案の審議を行う。

（組　　織）
第３条　委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
(1)　議会議長
(2)　議会教育民生常任委員長
(3)　民生委員児童委員協議会会長
(4)　行政推進員連合会会長
(5)　社会福祉協議会事務局長
(6)　身体障害者福祉会代表
(7)　老人福祉等施設代表
(8)　被保険者代表
(9)　医師
(10)　その他町長が必要と認める者

（会長及び副会長）
第４条　委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
２　会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会　　議）
第５条　委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

（庶　　務）
第６条　委員会の庶務は、健康保険課において処理する。
（そ の 他）
第７条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附　則
この要綱は、告示の日から施行する。

(2)　介護保険事業計画作成委員会名簿

（委員11名）

区　分	氏　　名	各種機関・団体等
会　長	北　谷　正　則	鶴田町議会　議長
副会長	齋　藤　　稔	鶴田町民生委員児童委員会 会長
会　員	太　田　良　一	鶴田町議会　教育民生常任委員長
〃	花　田　柳太郎	鶴田町行政推進員連合会 会長
〃	坂　本　睦　子	鶴田町社会福祉協議会 事務局長
〃	齋　藤　正　人	つがる西北五広域連合鶴田診療所 所長
〃	山　田　豊　実	身体障害者福祉会 会長
〃	棟　方　光　秀	特別養護老人ホーム鶴松園 園長
〃	山　形　博　明	老人保健施設湖水荘 事務部長
〃	工　藤　真由美	保健協力員 会長
〃	八木橋　成　人	鶴田町 総務課長

事務局	太　田　　勉	鶴田町 健康保険課 課長
〃	寺　山　好　典	鶴田町 健康保険課国保介護班 班長
〃	太　田　茂　子	鶴田町 健康保健課国保介護班 総括主幹
〃	松　江　静　佳	鶴田町 健康保健課国保介護班

(3)　介護保険事業計画作成検討会名簿

（10名）

氏　　名	各種機関・団体等	備　考
長　内　拓　也	鶴田町社会福祉協議会 事務局次長代理 兼 総務企画課長	
長　内　洋　一	鶴田町地域包括支援センター センター長	
松　江　清　彦	特別養護老人ホーム鶴松園 介護支援専門員	
工　藤　清　吾	老人保健施設湖水荘 介護支援専門員	
成　田　和　磨	つがる西北五広域連合鶴田診療所 事務長	
太　田　　勉	鶴田町 健康保険課 課長	
成　田　万貴子	鶴田町 健康保険課健康長寿班	
寺　山　好　典	鶴田町 健康保険課国保介護班 班長	
太　田　茂　子	鶴田町 健康保健課国保介護班 総括主幹	
松　江　静　佳	鶴田町 健康保健課国保介護班	

(4)　介護保険事業計画作成委員会等の開催状況

日　時	会　議　名	備　考
令和　５年１１月　９日	第１回計画作成検討会	参加　９名
令和　５年１１月１７日	第１回計画作成委員会	参加　８名
令和　６年　１月　５日	第２回計画作成検討会	参加１０名
令和　６年　１月　９日	第２回計画作成委員会	委員　９名　参加 事務局５名（健康保険課）